

警察監獄學會雜誌

版 三 號

目 録

論 說

○警察官諸君ニ對スル希望一則 八木秀太郎

○内務省雇職務教師フアン、セーバツハ氏の談話筆記 小河滋次郎譯述

雜 報

○新年の祝辭 新年に於ての取越苦勞

○警部長諸君の上京

○巡行を監督する一便法

○變勢及服裝

○禮式

○雄省地の取締

○ヘレン氏叙勳の噂

○神奈川縣獄事講習會

○聯合警察事務

○流行性感冒の起原

○警視廳判任の受付を廢す

○模範監獄之職務練習所

○セーバツハ氏の氏名

○ヘレン氏とセーバツハ氏

○千葉縣副典獄

雜 錄

○遊廊の設置に就て 八木秀太郎

問 答

○説諭ノ限外ヲ問フ 青森大熊和郎

寄 書

○巡査ノ勤績年數ヲ増昇スルノ一私案 九坂達史

○騎馬巡査ヲ設置スベシ 蘇南達史

法令註解

○警察巡閱規則

通 信

○米國ヨリノ來翰

譯 文

○歐洲通信

附 録

○分府制の利害 武田英一譯

○ベルギーヨリノ犯罪人分類 法學士 松井慶四郎

附 録

○消防講義 警視廳消防本署編輯書

警察監獄學會發兌

ニ於テハ云々ニテハ説明ラレタリタルモノハ然ルコトニ云フハ
他ニアラズ元素ニ乾燥及熱ト云ニタツノ有様アリ是

(以下副出)

恭賀新禧併祈 愛讀諸君萬福

明治廿三年一月 警察監獄學會

磯村松元
近藤釵次郎
丹羽百次郎
事務員一同

●清浦警保局長講談筆記、遂號掲載、義蒙允可居候得共今回警部長諸君ノ上京特ニ昨今眼病ニ罹ラセラレ仰御校訂ノ機會ヲ失シ無餘義本誌ニ掲載シ能ハサリシハ深ク愛讀諸君ニ謝ス所ナリ

●警察監獄會雜誌第一號第二號第三號共數百部ノ豫備有之見本人用ノ向ハ前金相添申込アレ直ニ送本スヘシ

●本誌ヘ掲載ノ爲メ寄稿セラル所ノ玉稿ハ用紙ノ種類何タルヲ問ハス一行廿三字詰トシ且字休ヲ正シクシ發行十日前ニ本會ヘ到着スベキ様送付アラソフナク

●本誌記載ノ項目並定價送金ノ手續等左ニ廣告ス

●論說●雜報●内外通信●雜錄●批評●翻譯●問答●寄書●統計●法令伺指令

但紙數限リアルヲ以テ每號各科目ヲ悉皆掲載シ難キコアルヘシ

●紙數大約六十頁以上●行數十六行若クハ廿一行詰字二段四十六字●毎月廿五日發兌

●一部金六錢●本會講義錄金三錢●本會講義錄無代價●遞送料一部金五厘讀者自辨

○廣告料一行廿三字詰十行以內金九錢

●本誌ノ代價ハ正貨又ハ郵便爲換券(爲換不便ノ厘郵券一部)ノ但爲換ハ東京四谷郵便支局ヘ振込アルヘシ又本會會員ニシテ講義錄代價ト俱ニ送金セラル、其內譯書ヲ添付セラレタシ●本會々員ニシテ本別一科修業員其他會員外何人ヲ問ハス雜誌購讀ノ諸君ハ一冊若クハ數冊分ノ前金相添本會ヘ申込アルヘシ●本誌ハ當分店舖ニ於テ販賣不致且會員並本誌購讀申込者ノ外餘分ニ印刷セサルヲ以テ臨時ノ要求ハ應シ得サルコアルヘシ●本誌ハ前金領収ノ上ニ非サレハ一切發送セス

警察監獄學會雜誌第三號

論說

○警察官諸君ニ對スル希望一則

八木秀太郎

世ハ今將サニ組織ノ時代ニ踏入ラントセリ我カ社會ハ文明進歩ノ行程ニ於テ既ニ幾多ノ段落ヲ經過シ來リ文明的組織ノ豫備ハ大概茲ニ齊順ヲ告ケタリコレヨリハ一層進ンテ我カ日本國實ノ建成ニ着手スルコトハナリタルナリ敷衍シテ之ヲ言ヘハ維新以來二十餘年間ニ社會ナリ學術ナリ政治ナリ經濟ナリ大抵ハ破壊の還元の模倣の等ノ時代ヲ通過シ大ニ經驗ヲ積ミ蓄ヘタレハ此材料ヲ以テ我カ二千五百有餘年ノ歷史ノ基礎ノ上ニ夫ノ拾短取長式ノ建築法ニ依リ儼然タル大日本帝國ノ特質ヲ構造發揚スヘキナリ其次第

タルヤ予ノ見ル所ヲ以テスレハ凡百ノ事物ヲ貫通スル所ノ純然超然タル國實ヲ定立シ整然確然タル系統ヲ樹立スルニアルヘシ此ニ於テカ社會ナリ學術ナリ政治ナリ經濟ナリ立法ナリ國防ナリ教育ナリ宗教ナリ文學ナリ一トシテ我カ善美ナル國實ニ則トリテ互ニ相環聯スル所ノ秩然タル系統ニ準據セサルモノナキニ至ルヘシ實ニ此クノ如クシテコソ始メテ獨立帝國タルノ面目ヲ保チ始メテ國民ノ幸福ヲ全フスヘクノ是ヲ以テ國實及系統ノ定立ハ我カ國目下ノ最大急務ナリト謂フヘシ予私カニ謂ヘラク系統ナキノ進步ハ眞ノ進歩ニアラサルナリト如何トナレハ事物ニ系統ナク順序ナク照應ナケレハ一タヒハ進ミ一タヒハ退キ甲ハ昇リ乙ハ降り以テ轉輾常ナキノ弊ヲ免カレサレハナリ試ミニ西洋ノ先蹤ヲ按スルニ國トシテ特有ノ國實ナキハアラス然レトモ一以テ之ヲ貫クノ系統ニ至テハ獨逸國ニ如クハナシ獨逸人ハ其個人的ノ

論 說

性質ニ於テモ能ク事物ニ系統ヲ立ツルノ賦性アリ該國ノ近來他ニ優ルノ進歩ヲ成就シ各邦ノ間ニ嶄然頭角ヲ顯ハシタルヲ是レ豈ニ偶然ナランヤ我カ國人ハ此貴重ナル系統心ニ乏シク言ハ、進退トモニ輕率ニ失スルノ短所アルヲ亦タ自ラモ承認スルカ如シ實ニ憂フヘキノ至ナリ今後組織ノ時代ニ於テハ厚ク自重ノ心ヲ懷キテ事ニ莅ミ物ニ接シ深思熟慮一々一定ノ系統ニ從テ進退舉止スルノ良習慣ヲ養成セサルヘカラサルナリ故ニ今ノ局ニ當ル者ハ小心細思遠ク百世ノ後ノ利害ヲモ慮リ以テ各々其從事スル所ニ就テ夫ノ國質及系統ノ定立ヲ翼賛セサルヘカラス而シテ此責任タルヤ真ニ至重至大又至難ニシテ決シテ之ヲ等閑ニ思フヘカラス然レトモ其關係ノ廣大無邊ニシテ施ヒテ或ハ百千年ノ後ニ迄モ及ハンヲチ考フレハ亦タ夫レ甚タ樂シク面目アル業務ナリト謂ハサルヘケンヤ然リ而シテ若シ花手ニシテ或ハ運轉ヲ誤マ

ルヲアランカ其害ノ傳ハル所決シテ少々ニアラサルナリ一旦進路ヲ誤リテ横道ニ蹈ミ迷ヒタル者ハ容易ニ正道ニ復スルヲ能ハサルモノナリ慎マサルヘケンヤ悚レサルヘケンヤ警察官ハ人民ノ休戚苦樂ニ最モ直接ナル關係ヲ有スル者ナリ宿ニ消極ノ保護ヲ職掌トナスノミナラス亦時時シテハ積極ノ働作ヲ要スルヲモナキニアラサルヘシ然レハ一國大勢ノ形成上ニ於テ重要ナル地位ヲ占有スルモノナリ花手運轉手トナリテ航海船ニ乗組ミ居ルモノナリ抑々警察ノ範圍タルヤ實ニ濶ク幾ント人世百般ノ事ニ涉レリトモ謂フヘケレハ其局ニ當ル者ハ不斷天下ノ大勢ニ注意シ人民ノ文明的進歩ヲ助ケ其幸福ヲ加ヘ不利益ヲ除ク上ニ於テハ一モ輕々看過スヘカラス且能ク此等ノ職務ヲ盡シ得ンカ爲メニ常ニ益々知識ヲ擴充シ健全ナル判斷力ヲ研磨セシヲチ努メサルヘカラサルナリ然ルニ世ハ既ニ國質

及系統ヲ定立スヘキ組織ノ時代トナリタレハ警察官ニ於テモ其心ノ愈々益々學ヲ講シ且職務ヲ行フヘキナリ今日ノ世ニハ學識ナキ人物ノ社會ノ上流ニ遊泳スルヲ容ルサ、ルナリ其學識トテモ難駁ナル學識ニハ今後復タ重キ價值ヲ置カサルナリ是ヲ以テ當サニ系統的ノ學問ヲ爲サ、ルヘカラサルナリ一時ノ奇巧ヲ術フカ如キハ最モ不可ナリ宜シク秩序ヲ踐ミ系統ヲ立テ、以テ漸次ノ進歩ヲ企圖スヘシ既ニ世ニ立チテ繁劇ナル警務ノ衝ニ當ル者ハ系統的ノ學問ヲ爲スヘキ機會モナク且餘暇モナキヲ言チ俟タス然レトモ仍ホ如何ノカシテ爲シ得ラル、タケノ事ヲ爲スチ怠ルヘカラス是レ方今聖代ノ時ニ際會シ聖明ヲ翼賛シ奉ルヘキ地位ニ在ル者ノ當サニ務ムヘキ所ナルヘシ如何ナル大學者ト雖モ最早充分ト云フ時アルヘカラス西諺ニ人ハ生活スル限リ學ハサルヘカラスト云フアリ至言ナル哉右ニ論スルカ如キハ夙トニ諸君

ノ熟知セラル、所ニコレアルヘシ孔子ニ論語釋迦ニ說法トハ實ニ是等ヲハ謂フナラン予ハ唯タ諸君ニ望ムヲノ厚キ聊カ陳腐ノ言ヲ列チテ諸君既蓄ノ記憶ヲ喚ヒ起サント欲スルノミ然レトモ予ノ淺學ヲ以テ此等ノ言ヲ發スレハ寧ロ狂愚ノ嫌アララン予ハ他志アルニアラス單ニ諸君ト力ヲ協ヘテ益々此學ヲ研究センヲ欲スルノミ讀者幸ニ諒セヨ

○内務省雇獄務教師フナシ、ゼーバツハ氏の談話筆記

本論は同氏か私交上、來訪者又ハ直接に予の爲め、寄り々々談話せられたる事項を筆記したるものゝ係る、然れども其當時、聴くに從つて直ちに之を筆せしものに非ず、折に觸れ、思ひ出すデマ、ハ順序もなく、所謂漫筆せしことなるか故に、或ハ幾分か同氏の本旨を得ざるもの

論 說

若くは誤り傳へたるものなきを保せず、又、叙次の体裁、其宜なきを得ず、語句、斷爛して粲然たる文章の美を成せ能はざる所以も亦た之れを爲めあり、讀者請ふ諒焉 小河滋次郎 識

監獄改良の事業は、前世紀の末業より今世紀に掛けて、始めて、其嫩芽を發するに至りしう、中頃、或事故、即ち、歐洲大陸お起りたる、彼の革命擾乱の、阻絶する所とあり、恰りも一旦、書を開きたる梅花の、再び凛烈ある寒威お遭ふて、忽ち萎靡凍結するに至りまか如く、一時の世人の復た之を顧りみるものあらざりしこと、是非なけれ、然るも機運回轉、干戈殺伐の氣風漸く熄み、其反動力として頗みに勃興したる權利、道義(Humanities)等の感情の、抗抵すへらざる勢力を以て、監獄事實の改良を促し、終に各國政府をして、幾多の失費を擲つて、之れに着手するの餘義なきに至らしめたり、寔と當代

に在るを悟り、競争して之れを改良し、從事するの必要を感ずるに至らしめたり、聞く所は貴國政府に於ても夙に該會議の必要を感じ、千八百七十八年ストックホルムに開きたる第二回の會議には特にお獄制に關する書類を送つて賛同の意を表し、又本年の會議に既に既お參列すべき政府の代理者を指定し、且つ必要の書類及び囚徒の製作品等を送致するの準備整へたりと謂へり、此代理者の本國お齎らし歸へる所の復命書に、監獄改良事業の上に於て、必らず偉大の價值あるべきを信するなり、斯の事業は實に萬國共同的の事業とぞ、改良家の眼中に、萬國競争場裏お立つて他に凌駕せんと欲するの念慮一日も之を欠くへからざるあり、

予の貴國お來朝して、親しく府下の各監獄を實見する迄は、日本の監獄、少くも、帝都たる東京よ於ては、渾へて、分房制お由て刑を執行せられ居ること

四

の盛事と謂ふへし、爾來斯の事業の着々進歩改良の實効を顯とし、殊にお此三十年以來は最も驚くべき長足の進歩を以て發達し、今日の實況にては歐洲各國を通して、幾んど甲乙の差異なきまでの完成を見るに至れり、斯く此改良事業の著るしく其効を奏するに至りたる所以のもの、斯道に熱心なる間接直接の有志者、法律家、政事家、宗教家、慈善家等の百折、撓ゆまざる敢爲の氣象と盡力とに因ること勿論なりと雖も、予の其重もある原因として、之を彼の萬國監獄會議の効に歸することを憚らざるあり萬國監獄會議は千八百七十二年即ち今を距ること十八年前始めて之を英都倫敦に開き本年露國聖彼得堡に開かるべきものは、則ち其第四回にして、前回ハ、伊國羅馬府に於て之を開設せり該會議の結果は實にお監獄の改良を以て萬國共同的の事業たらめたり、同盟各國をして監獄の國威に關係することの微小か

かりと信せり、斯く言は、己れの從事すべき職務に對して甚だ迂濶なりしもの如くなれども、予は實に之を貴國の事情に通曉せりと稱する本國の知友お聴き、且つ、予輩の最も信憑する所の或る監獄書(千八百八十八年刊行ホルツェンドルフ氏著獄務要書)を就て之を知り、殊に政治上及び學問上に長足の進歩を以て有名ある貴國の事おあれり、予の一も二もなく之を確信し、毫も其間に疑念を狹むことあらざりしなり、然るに着後、先づ取り敢へず、内務大臣閣下の命を奉して、警視廳の所轄ある東京府下の監獄に到り、親しく其實況を見るに及んで、忽ち、予の心中、二様の觀念を起せり、曰く懺悔曰く悲哀、則ち是れあり、何を懺悔と云ふ、曰く予の人言を輕信せしことを悔ゆるなり、何を悲哀と云ふ、曰く東洋の冠たる、著名ある日本帝國、然かも萬國地圖の上に、其名を知られたる、大都、東京に於て

論 說

すらも未だ分房制を實行するに至らざることを悲むなり、然れども予の敢て之れが爲めに失望せざるを。奮だに失望せざるのみならず、或の自ら搦らざるの誹りあるべきも、却て已れの技倆を用ふるの餘地多きを喜ぶあり、未だ貴國の實情に通せざる外人の身を以て、此困難なる事業に當る、其目的を達するの容易あらざるは固より知るべきのみ、偏へに斯道に堪能老練なる先輩諸氏の誘掖に由り、達識賢明ある有力者の寛容を得んこと冀望は堪へざるあり、予の親友ある陸軍士官にして曾て公命を帯ひて布哇王國に渡航したる者あり、一日、予の貴國に向て出立するを來餞し、語次、其實見せし所の布哇國の監獄に及ぶ、曰く、同國は於ても、近年に至り、其國力の微弱あるに拘り、漸く獄事改良の必要を感し銳意熱心を以て之れに従事し、其ハノル、府に於ける監獄の如き、既に純然たる分房制を實行し

、紀律の嚴格なる、構造法の完全なる、實は文明國の監獄たるを耻ぢずと謂ふも可ありと、予の之を聴きし當時は格別、感服する所もあらざりしが今、事新しく此談話を述ふるの必要を感ずるに至りしころ是非あけれ、獄事を改良せんと欲せば、先づ監獄の構造法を改良せざるべからず、構造改良の第一要件は資金にあり、故に改良を實行せんとあらば、先づ幾多の資金を擲つての覺悟あるべからざるあり、然れども是れ敢て漫に經濟を顧みず、國力を測らずして、放言するものに非らず、十年五十年の利を計るものは、一時多少の失費を吝まずして、完全の構造法を取ることを躊躇せざるあり、況んや監獄の最終目的は、完全なる構造を以て始めて之を達し得らるべきに於てをや、若し國力、足らずとならば、歐洲諸國も亦た、國力、足らざるあり、國力、足らざるが故、國の

秩序安寧を保持するに必要ある、刑の執行法を顧みざるも可ありと謂ふを得へしか、之を以て國家の職務を全ふしたるものありとは謂ふべからざるあり獄事の改良を決定するに就ては、當局者の最も先きに、注意せざるべからざるの要件あり、則ち反動力の作用を以て兎角、物事の極端に趨り易きことは是れありとす、例へば苛虐無道の執行法を矯正するが爲めに、改良主義 Verbetterungstheorie の必要を説けい、忽ち容忍寛和の待遇を以て、治獄の目的を達する唯一の方便ありと速了し、其極端に監獄をして、濟貧所の如き觀相を呈するに至らしめ、容忍寛和の不可を説けい、忽ち復た逆回して脅嚇主義 Abschreckungstheorie の執行法を以て、最良無二の手段となし、再び水責め、軍難責めの野蠻沙汰を演出し、其結果は、監獄を去て、あらゆる殘虐無道を支配する、現世の地獄界とも稱すべき、奇觀あらしむる

に至る、或は又、囚人をして無事怠慢に消日せしむるの非理を鳴々し、盛ん工業を取らしむるの必要を唱ふれば、其勢の趨向する所、終に監獄をして尋常の製作場と幾んど相撰ぶこと能はざらしむるに至る、斯く極端より極端に移り、常事の正鵠を得る能はざる所以のものは、職として直接お司獄の局に當る者にて、未だ充分な、治獄の主義目的を領解せざるに由らずんばならずと雖も、本末幹枝の脈絡の通せざることを、亦た之れが重なる原因として見るべきあり、法律の規定若くは主務省の命令する所は、轉々遷移して、實行せらるゝに至る迄の間は、往々其精神全く喪滅して、僅かに枯燥せる形容のを殘すに至ることなきにあらず、精神の喪滅は尙可あり、動もすれば、悪性の變化を享けて、驚くべき意想外の作用を逞ふするに至るの恐れあり、故に予の考案に由れば、今日獄事改良の際に於て

は、司獄官の養成と共に、巡閱より召集に由り、機脈、相通じて、改良事業の精神を誤解するに至らざらしめんことを冀望は堪へざるなり

予の貴國に來朝するの途次、香港に寄港あり、偶々機會を得て同地の監獄を一覽せり、流石は英國所轄の監獄なるを以て、構造法の如き、格別間然する所あるを見ず、將た其管理法の實況に至ては、瞬間の觀察を以て、固より之を詳かにする能はされども、其作業の中には、彼の英國風の所謂空役と稱し、徒ら鉄丸を轉ばし、空車を動かすを以て終日の勞役となすものあるを見たり、役業として輕易の勞働を科するの不可あること、固より論を俟たざれども、彼の空役の如きは、果して之を以て監獄作業の要件を具備したるものありと謂ふべきか、要件とは何う、曰く經濟は裨益あること、曰く以て懲苦せしむるに足ること、曰く以て生計の資を得せしむべきこと

あればありと思はる、然るに日本司獄官官制の規定は、全く之れに反し、重罪監即ち集治監の典獄の奏任にして、地方監獄の典獄は判任ありと聞けり、全く反對の事相なりと謂ふべし、但し其日本に於て何故に斯くの如くならざるへからざるの理由は、未だ之を詳かにするに至らず、
執行法の要訣は、一個人的の待遇を施すにあり此要訣を實行せんに典獄たるべき者、須らく其監拘禁の四人に就き個人的に、其性質、教育、罪質、親屬其他、諸般の關係を詳悉せざるべからず、人智限りあり、故に如何に記憶善き人と雖も、多數の四人に對し、一々其詳細の關係を、記憶し得んことは、固より出來へきことと云ふべし、是を以て、近時監獄學上の定論として、一監獄一典獄の下に監禁すべき囚徒の員數は五百人を以て多數の限度とすべしといひ、現に獨逸に於ては堅く此制限を守れり、千

と、則ち是れあり、彼の空役あるものは以て或は囚人を懲苦せしむるに足るべきも、以て經濟を利し且つ囚人をして之を以て出獄後の補益たらしむること能とざるあり、既に此二大要件を缺乏せり、されど兎に角不製産的の勞働を以て監獄の作業とすの不可あること亦た多辨を俟たずして明らあり、

獨逸國に於ては輕罪短期の囚を監禁する監獄あり、成るべく高等にして而も斯道に堪能なる典獄を用ひ、重罪監はあつては、敢て其人物を撰みざるべからざれども、比較的に概して官等も低き且つさまで堪能の聞へもあき者を以て其典獄に充つるの實況あり、是れ輕微の犯罪者の、最も感化改良の望み多き者なるに故に、其未だ惡事な指を染むることの甚しきに至らざる内、早く巧妙熟練ある執行法を以て、其惡嫩芽を根除し盡し、再び罪を犯して、圖圈に入るの如きものあらしめんことを期したる人乃至二千人の多數を一監獄に拘禁し、一典獄の下

に之を統督管理せしむ、果して能く個人的の執行法を實施するを得べきか、若し此典獄にして、其所轄の囚人に就き、盡く其人を爲りを詳悉するを得ると謂は、予と其不可思議の神通力あるに驚くすべしあらざるなり
(未完)

雜 報

○新年の祝辭 明治二十三年は優然又驟然として茲に來れり明治第二十三新年は變遷たる希望の祥雲を以て滿たされたり鶴鳴狗吠の聲も何處となく沈著して亦た昔日の如く喧騒をあらざるか如き宜ある哉今年は是れ帝國議會の始めて開設せられ我が二千有餘年の國史に一新紀元を書すべき年なれば心なき鳥獸に至る迄イッ大人備たる態容あると後年我が明治史を編する者二十二年迄を以て破壊的の時代とせし今年を以て文明的組織の時代の發端となすあるへし我が國民の之を一個人は譽ふれば今や丁年に達し被

後見の域を脱したるものあり故も自今當さる若々系統的の進歩を事とし絶て輕率ある行爲あるまじきあり予輩の新年に入りてより既に一佳報を接せり曰く昨年迄は一時の快を取るへき無稽浮華の雜書最も多く發行せるは反し如今の眞に價值ある系統的の典籍最も善く販路を見出せりと是れ世の中の一般に實利的文明的及系統的に傾きたる徴證にあらすして何そや予輩の大聲を發して新年を祝すると決して其理あきにあらずるへい我が國の前途は希望を以て掩れたり警察監獄官たる者の此多慶ある時代に際會し上は陛下の聖意を奉戴し下は國民の幸福安寧に着眼し以て將さに大成せんとする我が國特有の美質良風を翼賛すべきなり

聖壽萬歲國家萬歲警察官萬歲監獄官萬歲

○新年に於ての取越苦勞 前項の如く、未來の多幸あらんとを念ひて、一大白を擧げ、熱心に此新年を祝したる後、鰐の數の累なるは從ひ、覺へすも泣上戸の本性を現し來りて、何となく下らぬことの氣に懸り、わつと斗ふ泣き伏せり、居合す人々喫驚し、如何なる故の歎きぞと、尋ねるから徐ろに、やつと心を取鎮め、おろ／＼涙に聲曇り、人々には聴取

く聯絡を保つと必要あり故に若し爲し能ふべくんば諸君の年に二度も三度も一場に會して廣く打合せを爲れんとを望むへい乍去諸君は平生繁劇ある事務もあり且巡閱を行ふの必要もあれ到底左様に屢々あることを望むへいからざるへい一年一回のとししあれは萬々御如才有之間敷事から充分緻密周到に會合の結果を收められたきとにこそ予輩の諸君の充分ある果實を齎し歸りて此上我が警察の田園も善美ある種子を蒔き我が國の警察をして早晚世界中に冠たるの域に至らしめられんとを希望するあり由て予輩の謹んで諸君の健康長壽を祝す

○警察公報 東京に於て警察公報とも稱すべきものを發刊し全國各府縣の司法警察上互に脉絡を通へべき機關に供し主要ある人相書品類等を掲載することとあさは如何と或る人の語りき至極有益ある發意ありと思ひるれん試みお記して之を當局者も質す

○巡行を監督する一便法 巡邏の警察の最大要務なれ人皆な其回數を一回ありとも増加せんと努めて息をさるあり然るに巡邏の實行を監督すると難事中の難事に属し大よ心を苦むる所あり嘗て獨逸國に於て掛時計の如き一器を創製し名けて監督器と謂ふ

りかたき迄、小聲に語り出でたるは、苦樂は絢々繩に似て、安危の分け目は見へすどよ、多幸と多難は裏表、不圖したる事の行違ひ、例しるきにもあらずかし、海行く船も方向を、過まらされは安らうに、泰けき港に入るめれと、若しも進路を取違へ、磯に觸るゝとあらん、如何に堅牢ある船も、忽ち微塵も碎くへし、嗚呼船人よ、船人よ、自他の安危を銘肝し、男鹿の角のつゝの間も、敢て怠るとあられ、夫れ世の中に重大の、出來事ありて人心に、深き應しを與ふれり、其ことと新なる、氣風を生ずるものなりし、今年の天の事多く、しかも絶大重要の、業さへあれはそゝ爲めに、如何なる變化を見るへさか、是れそ吾身の苦勞あれ、若し良習を作りあひ、芽出度きことの限りあり、若し圖らずも惡習の、生ひ出つるとあらんあひ、如何に悲しきとやらん、我が同胞の人々よ、互は私情を打捨、只管現今將來の、國家の利益を念ひつゝ、危機を引き出し王ひそと、言ふかど見しはこれるこの、歳の首めの初夢ありけり

○警部長諸君の上京 各府縣の警部長諸君は昨今上京中ありと聞く抑々警察の全國を通して成るべく善と聞けり今其構造を按するに表面に一孔を存し我國あて言へい小印を此孔中へ突入すれば内部に不不斷回轉する圓壙ありて之に紙を捲纏しあれ其紙の一所に捺印する仕組とあし而して此紙に日月及時刻の段所ありて實際捺印の日時を後ま至り消除するとかし故に監督官の來りて其器を開く時は一目して其間巡邏の正實を行はれたるや否を檢知すべし但し時計に類する機關あれ其回轉の久しきに耐ふると能はざるありと兎も角官吏の小人數ある地に在ては至極便益あるものあるり如し

○姿勢及服裝 警察官は能く威嚴を保持し進退容姿あて荷も他人の輕侮嘲笑を招くとなかるべきあり故に立哨中より巡行中より常に姿勢を注意し且衣服帶劍の整然たるに心を留むべきなり約言すれば所謂軍人的の姿勢を取るを要すへし姿勢の標準は帽庇の前端と第一行第二行若くは少くとも第三四行迄の卸の中間とを垂直線を以て結付するより定め可からん一例を圖に示せり左の如し



然れども中年以上の人々に在ては最早容易に適當の姿勢を造り出すと能はざるは強て之を責むるに可からざるも服裝に至ては深く注意を要すへし要するに帽衣袴等に汚染破綻あり鈕釦は鏽あり靴に光澤なく又裂口あるなどは最も忌むべきとあるへし其外立哨の際などに退屈の餘浪を踏々宛々酔人の爲に似たる舉動あるの如きは不体裁の至と謂ふへし何卒態度は最も整肅にありたきとこそ

○禮式 禮式は言ふ迄もさく言ふ外形上の舉動に止らず眞實衷心より禮意の湧出し來りて外面に發動するを要すへし同僚相逢ふ時とにても成るべく鄭重な敬禮を交換し少しもいや々々之行ふり如き形色あるへららず蓋し禮式の要し専ら行禮者の受禮者に對する敬禮を表すべきのみならずして一には人民に對して警察官の威嚴を示すべき趣意を包含するものあるへし謂ふ心の警察官の如き服従の嚴則の下にあり且行務上最も眞面目を要する者の途上相逢ふて別に掛々しき禮式を施すとなく又設けひ之を爲すも一は可笑き程鄭重に過ぎ一は餘り輕易に失する如きとあれひ之を目撃する人民は自然と之を輕蔑するの心を生ずべき恐れあり故に一定の法に従ひ嚴

ふ力あるとは今更喋々を須たさるあり同氏の尊嚴に接したる人の熟知せられん實に氏は嚴格眞面目ある警察官にして一身渾て警察の分子より成立すども謂ふべき其職務に忠實勤勉あると只管歎稱の外なし氏の巡回に出づるや名所を過ぎ好山川に遇ふも他より強請するまあらざれば容易に之を問はんともせず又有名ある美術品の製出地に到るも之を購求せんと欲する念慮なし此等の事物に實に一切冷淡極れりと云へり一例を舉ぐれば氏嚮きに京師を過ぎられ氏の夫人及令嬢の其美術品に饒りあることを豫て知りたれば必ず立派なる土産あらんとを心お期たりて家に歸るに及び一も翫したるものなきに由り痛く失望せるとありたりと聞く其談を如たると概ね此くの如し氏の眼中には警察の外一事一物もなきあり職務の爲めには苟くも勞を厭はず又苦を思はず今後の官吏たる者の好模範と謂ふへし氏の今般我國に於て叙勳の沙汰ありと聞く蓋し外國人あまて我が勳章を受たりたる者夥し然れども實際著明なる功績あると氏の如きは未だ多からざるへし氏よして若し此榮典に逢はば中心必ず愉快なるならん吾人も亦た敢て氏の喜を分たんとするあり因ふ記す氏の原と陸軍出身ふし

肅に本氣に之を行ふを要するなり又人民より質問を爲さんとして丁寧な禮式を施し來るに漫然之に應じて掛々しき答禮を行はざる者稀れにありと見聞す是は何卒注意ありたきとあり序ひ一言するに人民に應接する時に成るべく言語及容姿を慎重し一面には恐怖お續ひて嫌惡の念を發せしむるとなく一面には押壓に繼ひて輕侮の心を生ぜしむるとなき様今一層注意ありたきと是れあり

○雜沓地の取締 祭禮縁日等にて一時熱鬧を極むる街路より必ず巡查を派遣して危險を豫防せられたきとあり當地に於て此等の場所に警察力の保護を欠くを目撃すると屢々あり人員缺乏の爲めとは言へ不本意の次第なり又時宜に由りて通車を止むるの處分を今少しく頻繁にせられたり概して此等の雜沓地より婦幼の出づると最も多けれり何時も戦々競々の思をなさるるの如しと或人の物語

○へん氏叙勳の噂 普魯西王國警察大尉へん氏明治十八年の春より我國に在りて一には警官練習所あて幾百人の警察官に有益なる講義を爲し二には各地方を巡回して適切なる實際の指導を與へられ爲めに我が警察に一新紀元を開く上あて與つて大

て歩兵中尉なり現官に伯林府に於て我が方面監督に相當せり我が政府の聘に應じ休暇を得て渡來せるあり氏は夫人及一嬢を伴ひ來りたれとも客年の夏歸國ありたれば今氏獨居あらん又氏の傭期限は來る三月を以て満期の處更に警視廳に於て傭繼とあるべきやに聞けり

○神奈川縣獄事講習會 去る十七日の同講習會の本年發會式を行はれたり當日は淺田新知事を始め田沼三橋の両部長小泉典獄等五十餘名出席され淺田知事は獄事上の實務に就き問題を出して諸氏の討議を求め畢つて西洋料理の饗應ありし由因云ふ同講習所へ去る十九年六月中小泉典獄の創設する所にして公用の餘暇日夜勉めて獄事の講究に従事されしに近年神奈川の監獄署の紀律正しく囚徒も亦勞役に堪へ至極靜肅なりとぞ

○聯合警察事務 各府縣とも他府縣の境界に接する警察署より從來一ヶ月一回宛署長或は分署長の會合をなして事務の打合せを爲し來りしが警察の事務の日を逐ふて複雑となり警察事務の複雑とあるに従ひ他の關係も益々綿密あるを要する場合ありたるを以て本年より一ヶ月に二回或は三回適宜會合すると

云ふ
○流行性感胃の起原 現今歐羅巴諸國は流行しつゝある感冒は其の初亞細亞洲より傳播せしものにて千八百三十年同洲の隊商が露西亞へ傳へたるものは即ち今の感冒と全一性質あり露西亞にては之れを支那間歇熱と云ひ日耳曼にては露西亞加答兒と云へり露西亞にて其の熱の流行するは曇天又と雨天に於て氣候順當ならざるの時に在りし其の人に感するや極めて急劇として第一日は頭痛強く惡寒甚しく又腹工合も惡し此より第四日お至るの間心神恍惚と爲り第五日に至りて初て止むは於てまた嘔吐を催す此の如く經過し來れば患者は速に全癒するを例とす當時其の病に罹りしは男子若くは他の動物にして婦人より絶てこれかし而して露西亞政府の人物の半は此の病に罹りしと云ふ

○警視廳判任の受付を廢す 從來同廳の玄關第一より第三までは受付掛を置き之れを監督するため判任官の受付掛一名を定め置きしが新任田中警視總監は去る七日を以て全判任官の受付掛を廢せられたりと

○模範監獄と獄務練習所 獄事改良の一着手としてむるなりと言へりとか、實に左もありぬへし、同氏の正しき氏名は「クルト、フチン、ゼーパツハ」Curt von Seebach と稱し、「クルト」は名「フチン」は身分、「ゼーパツハ」は其姓など、但し通例は「ゼーパツハ」、少しく丁寧な言へは「フチン、ゼーパツハ」と稱すれば可なり

○ヘーン氏とゼーパツハ氏 兩氏の既に其巡回の復命書を脱稿せられたるを以てセ氏は近縣の監獄をヘーン氏は本紙の前號に記したる残りの各地方警察事務の巡視を命ぜらるへしと云ふ

○千葉縣副典獄 獄事熱心家を以て聞へたる同縣副典獄田中忠恕氏に舊臘廿八日急病にて死去せられたるを以て其後任として兵庫假留監首席書記福原元資氏之れに當り此程既に赴任せられたりと云ふ彼の熱心ある田中氏を失ひしは惜みても猶ほ餘りあることながら熟練なる福原氏を得たるは獨り該縣の爲めのみならず斯道の爲め大よ意を強ふすることありと謂ふへし、

雜錄

遊廊ノ設置ニ就テ 八木秀太郎

模範監獄を設けらるへしとの事は、兼て吾人の聽く所なりしか其筋あては零段東京集治監を以て之れに充てらるることにて内決せられ獄務練習所も同監構内に之を設け既諸般の準備も整ひたれ今後、召募の通牒受業生の出京等て凡そ一ヶ月間も費やし大概三月一日頃より開所せらるゝの都合にあるへしと云ふ因みに練習期限凡ろ六ヶ月（尤も第一期と三ヶ月位あるへし）間の見込みある由、尙ほ又練習所長には石澤集治監典獄を以て兼任せしめらるへしと蓋し至當の觀測あらんと、云ふものあり

○ゼーパツハ氏の氏名 外國人の氏名は本邦人の爲めに動もすれば無殘とも似ても付ぬ稱呼に變名せしめらるゝとあるがゼーパツハ氏の如きは、即ち、其災難お罹りたる一人ありと謂ふへし同氏の名稱に就き今日まで、新聞紙を始め其他世人の口頭お上りたる所にては、バツパー。ゼーパー。ゼー、バツパー、パーマア（讀賣新聞、之れか命題たり、何ふやら英國人にありうふ名あり）等、人毎ども幾んど其稱呼を異にするを以て、同氏と曾て戯れて或人に今日の場合貴國人の御注文に従ひ改名せんにも何れを探りて然るべきや予の之れを撰擇お苦

世に賣姪公許ノ可否ヲ論スル者古今内外ナハス曾テ其跡ヲ絶テタルコトナシ唯タ時ニ其聲ニ大小ノ差アルヲ見ルノミ近口我カ社會ニ於テ廢娼論ナル一問題ヲ生シ其勢威轉々猛烈ニシテ各地殆ント時ヲ同フシテ發リ四方相呼應シテ以テ一世ヲ風靡セントスルノ盛觀アリ洵トニ文明ノ一美果トシテ其發生ヲ祝スヘキナリ蓋シ婚姻外ノ兩性交換ハ斷シテ人タルノ道ニ合ハサルヘシ是レ今時ニ至リ復タ何人ト雖モ爭フヘカラサル所ノ天則ナリ然ラハ則チ賣姪ノ業ノ不正不當ナルコトモ亦タ一言ヲ辨セスシテ明ナルヘシ是ヲ以テ予ハ廢娼論ヲ其最終目的ニ於テハ贊成シテ一言ノ異議ヲモ挾マサルナリ但シ現世ハ一派ノ哲學者ノ夢想スルカ如キ黃金世界ニ達センニハ前途尙ホ遼遠ニシテ今日ハ仍ホ一切萬事比較的ノ時代ナレハ此問題ヲ判定スルニモ暫ク其實際ノ利害ヲ根據トシ公娼ヲ存スルノ利害ト之ヲ禁スルノ利害トヲ計量シテ權衡ノ傾ク方ニ團扇ヲ揚ケサルヘカラス決シテ速カニ道理ノ指針ニノミ偏依スヘカラサルナリ西洋ニハ宗教ノ威威熾盛ナルカ爲メニ道德ノ扮裝ヲ專要トシ或ハ公娼ヲ設ケタレハトテ到底其外ノ私娼ノ弊害ヲ救治スヘカラサルニ由リ寧ロ全体ニ禁斷ノ表面ヲ修飾シ

テ自然ニ放任スル國々アリト聞キ直チニ我カ國ニ於
テモ其例ニ倣ハサレハ他ニ對シテ耻辱ナリト狼狽ス
ルニモ及ハサルヲナリ今後事實ノ研究ヲ積ミ果シテ
公娼ヲ存スルノ利ハ之ヲ存セサルノ利ニ如カス將タ
之ヲ存セサルノ害ハ之ヲ存スルノ害ヨリモ小ナルニ
顯著ナルニ至リ又ハ萬々有之間敷杞憂ニハアレトモ
我カ社會ノ風教衰滅シ設トヒ公娼ヲ存シタレハトテ
他ノ弊害ニ抗拒スヘキ效驗ナキニ至リタル曉ニハ斷
然公娼ヲ禁止シテ可ナリ青天白日ニ此醜業ヲ營ム者
アルヲ憾トスルヲハ予モ亦論者ト感テ同フスルナ
リ希クハ世ノ道德心ヲ享有スル諸君子ノ奮テ廻瀾ノ
大功ヲ我カ風俗社會ニ收メラレンヲ予ハ今日ノ情
形ニ在テハ未タ容易ク娼妓ヲ全廢セントスル論者ニ
左袒セサルナリ然レトモ論者ノ熱心ニ廢娼ヲ主張シ
法ノ禁セサル限リハ遊治郎ニ恐嚇ヲ加ヘテ自ラ顧ミ
ル所アラジムハ實ニ大效アルヘシト信ス從來或ル
社會ニ於テハ花柳ノ巷ニ出入スルヲ譽トシタルカ如
キ惡習アリタリ此等ノ徒ヲシテ其恥ツヘキノ所業タ
ルヲ覺知セシムルハ一ニ論者ノ賜ナリ論者乞フ必ス
挫折スルナカレ又併セテ公娼廢絶後將ニ繼發セント
スル大憂患アル所ノ密娼及私通ノ弊害ヲ豫防スルノ

娼婦ノ良家姉妹間ニ雜居スル時ハ事皆前記利益ノ反
對ニ出ツヘシ此處ニ所謂娼トハ主トシテ密娼ヲ指ス
ナリ其弊ヤ青天白日ニ夫ノ醜業ヲ營ム者アルヲ視ル
ニ忍ヒサルカ如キ單ニ傷感的ニ過キサルノ比ニアラ
ス眞ニ言フヘカヲサル實害アルナリ西洋ノ識者中ニ
モ遊廓ノ設置ヲ竊カニ稱讃スル者少カラスト聞ク現
ニ達觀ナル一士人嘗テ予ニ謂テ曰ク日本遊廓ノ設置
ハ誠ニ感服ノ外ナシ芳原ノ如キ市街ヲ距ルヲ近カラ
ス嚴ニ地ヲ畫シ門ヲ一方ニ限リ殊ニ之ヲ市街ニ背ス
ル一面ニ定メタルハ其用意周到至矣蓋矣ト言フヘシ
歐洲諸大都會ノ如キモ若シ之ニ倣フヲ得ハ其利益
舉テテ計ルヘカヲサルヘシ唯タ容易ニ之ヲ實行スヘ
カラサルヲ何如ンセント予ハ其決シテ一場ノ戲言ニ
モアラズ嘲弄ニモアラズ又阿諛ニモアラズ全ク深ク
衷情ヨリ發シタル歎辭ナリト確信セリ
此クノ如ク予ハ遊廓ノ設置ヲ暫クトスル者ナリ遊
廓ハ單ニ需要ノ廣大ナル都會ニ在テコソ其生存ヲ保
ツヘケレ其他ノ地ニ於テハ決シテ成立スルヲ能ハサ
ルヘシ然レハ其成立シ得ヘキ地ニ於テハ其必要アル
モノト見做スヘケレハ之レカ設置ヲ許容シ獨立ノ一
廓ヲ構フヘキ資格ナキ地ニ於テハ一切之ヲ禁止スヘ

方法ヲ講セヨ否ヲサレハ前門ニ虎ヲ防テ後門ニ狼ヲ
見ルノ愚ナキヲ保スヘカヲサルナリ
以上述ヘ來リタルカ如ク予ノ論旨ハ之ヲ約言スレハ
廢娼ハ今不可ナリト云フニアリ就中遊廓ノ設置ハ今
日ニ於テ最適當ナルヲ明言スルヲ憚カラサルナリ
今煩ク嫌ヒ且本論ニ就テハ甚シク精細ナルヲ好マ
サレハ簡單ニ其比較的ノ利益ヲ列舉センニ遊廓ハ遠
ク人家ヲ離レ特ニ一廓ヲ爲スヲ以テ之ニ赴カンニハ
態々足ヲ勞セサルヘカラス故ニ野心深ク且大ナルニ
アラサルヨリハ慾ヲ抑ヘテ已ムヲ多カルヘシ又此一
廓ニ出入スレハ他ノ所用アルニアラサルヲ明白ナレ
ハ少シク心アル者ハ遠慮スルノ氣味アリ殊ニ社會ノ
制裁強大ナルニ至レハ益々其傾向ヲ生スヘシ又通行
人ノ艶色ヲ視テ心ヲ動カシ或ハ他ニ誘ハレテ情熱ヲ
發スルカ如キ弊ナシ又他ノ惡風習ヲ良家ノ子女ノ間
ニ傳播スルノ患少シ右ハ利益ノ最大ナル者ナリ此外
司法警察上及衛生上等ノ便利尙ホ少カラサルヘシ東
京ナトハ劇性ナル梅毒ヲ幾ント撲滅シ終リタルカ如
キ蓋シ其一例ナリ今暫ク措テ之ヲ詳論セサルモ既ニ
以上列記スル所ノミチ目標トシテ十分ニ遊廓ノ設置
ノ適當ナルヲ辨識シ得ラルヘシ娼家ノ市中ニ散點シ

シ但シ急劇ノ變動ハ何レノ道ヲ望ム所ニアラサル
ナリ聊カ卑見ヲ書シテ識者ノ教示ヲ俟ツ

○嗚呼下水を如何んせん

八 洲 生 寄稿

梅は咲ひたる櫻の云々の俗語ありうの梅に譬ふへき
市區改正(街幅を大抵梅花に玄海や濠を梅めかとす
れい)の既に開き櫻の水道(その上流に櫻多ければ
これはコトつけ)さへも近きお綻き初らん氣色ある
よ其姉妹分の山吹に近き黄色混濁の汚水(櫻一梅一
まやれたど實め様としたところこれでは鼻持もから
ぬ)を始末すへき下水はまだ聲も香も聴くすとなし
かど、書き出す時の如何も冗談の様お聞ふれども
決えてこれの滑稽どころの談あわらず最も眞面目な
る學理論にて此所より主として衛生上より立論し聊
う予の思ふ所を吐露えて専門家の一考を煩し申すお
り
予は下水の談の是迄絶て世より出でざるを深く遺憾と
するあり予は市區改正や水道工事よりは寧ろ下水を
第一着手と爲すへきこと信する位あり兎に角上下水
の二工事の少くとも併行せんとを望まざるへうらさ

るあり抑々莫大の金を費して此等の工事と奮發する所以のものは全く外見を修飾する爲めのみにあらず實に人生の安寧上最も強大なる必要を制せられて據るなく之を爲すとあり其必要とは何うや夫の最も恐るべく最も猛惡なる虎列刺、質扶私等の如き病魔を防禦せんと欲するよりあり歐洲諸都市の此大工事をはじめたるも其主因は虎列刺を催かされたるに外ならず（幾分便利を増進し体裁を飾らんと欲するの意もあるへけれども要するは是は副因たるに過ぎず）此に所謂安寧といふ最も衛生を指稱するところ夫の市區改正を實行して街路と直線に引き延べし及其幅員を擴け公園を増設し無用の溝渠を埋め家屋の建築に制限を加ふる等の事あれば空氣を清淨にし光線を透過する上は於て最も大切なる效益あるべく又完全なる水道を架設すれば人々に無毒なる飲用水を給し（併せて火災を防ぎ）是れ亦た衛生上も廣大無量なる功德を樹ゆへ故に予は雖も此二者の成功を熱望するも勿論なり但た予の不平あらざるを得ざるは之と共に完全なる排水装置も若手せられざることは是れあり水道と下水渠とは互に因と果とありて以て其效用を全ふすへし單に水道を架設したることとて決て枕を

高ふして眠るへからず然らんと之を幾百萬の大金を費して衛生上の安寧を得んとするも全く徒勞に属せりと謂はざるへからず此等の大工事は決して一時の成功を望むへからず單に漸を遂めて成就すへしとの異論もあるへしと雖も予は決して之に服せざるあり予は將に言へんとす人の饑渴に迫りたる時飲食の中何れかの一を得れば以て生を全ふすると能ふやと是れ斷して其否らざるを知るべきなり然らば則ち水道の一者のみを以て恐るべく忌むべき各種の流行性傳染病を防遏すへうらざるや亦た最も瞭然たるへし試みお其理由を辨せんに凡そ主として病毒の源たる者三あり空氣飲用水及土地是れなり土地の病毒を發生する所以は不潔なる汚水の之を浸潤し而して汚水の地を爲すに因れり土地の汚水を排除するに所謂下水渠を外にして良法あるとなし故に曰く下水渠を缺く時の設令ひ市區改正の業を終り又如何も完全なる水道を成就するも斷して流行病を絶滅すると能はざるありと今土地の不潔濕潤あるを源因する（土地濕潤なれに従て空氣中へ濕氣を含有するも多からざるを得ず故に亦た之に源因する）流行病の重も亦

るものを挙げれば虎列刺質扶私及其他のさうりや性諸病並に我が國特有の脚氣等ありとすへし虎列刺の大流行は既に數回及び脚氣質扶私も近年轉々猖獗を極め其他我が國には絶無とも言ふへうりし所の猖獗熱さへ昨今時々之を發見するに至れり脚氣質扶私も罹りたる者も昨年來今日お至る迄大數萬餘に上りたるに於ては（官府の報告お由れば未だ此くの如きの甚しきとさきか如くあれども届出お漏れたる輕症の患者を合算すれば實際其大過さきを信す）東京は最早質扶私流行地たる不幸に陥れりと謂ふへき今後萬一虎列刺質扶私及脚氣の三魔軍相聯合して其暴威を逞ふするところあり其時の慘毒果して如何あるへきと思へし眞に悚然栗然たらざるへからざるあり今にして豫め戸を綢繆せされし他日淫雨の來襲を遇ひて噬臍の悔あらんを憂ふるあり歐洲の先蹤を見るに既に上下水の兩工事を完成したる諸地に於ては幾んど全く此等の流行病を撲滅し得たるあり一例を擧ぐればミュンヘンの如き質扶私流行地として有名なりし土地も兩工事竣切後頗る此災を免るゝお至りたりと云へり段鑑遠るらす吾人亦た何んぞ之を省みざるへけんや

下水渠と水道お劣らざる費用を要すへし否か當に劣らざるのとからず寧ろ之に増したる巨額を要するところあるへし然れども人命と財産との損失に較べれば百千万の費用も何んかあらん況んや其一時は消耗すること夫の流行病の侵襲は猖獗して溝中へ抛擲するに類する豫防費の如くからず一たび資を投すれば幾百年の後迄も安寧の保證を買収することあるに於てはや若し果して水道を起工せんとするからは今一步を進めて同時に下水渠をも起工すへし然らば之を別々に起工するよりは幾分費用を減省すへし予とても強ちに全市を通して一時に之を實行すへしと論するにはあらず先づ最初に人烟最も稠密にして病魔の侵襲に最も多く機會を與ふる所の部分に於てのみ起工して可なりと信す試みに其箇所を列記せんに宮城及赤坂の諸御殿等を首めとし奉り麹町區及芝區の一小部分京橋日本橋及神田諸區の大部分等となりて可からんか然れい先づ五六百万圓を投すれば多分成功すへし（尤も白徒考へあれば委細は専門家に譲る）然る下水は收入を以て工費を償ふを得ると水道の如きと能はされは（予は水道とても成るべく公費を以てせんと欲するものあり然れとも敢て細

論せず）必ず公費を以て成就せざるへからざるへし五六百万圓の決して容易ある金額にあらず一時の之を市民より支辨せざめんと固より難あるへし予の之を經濟學者の聞く曰く惠を後世に傳ふべき大工事は租税は依りて之を成就すへからず反つて長期の公債の費用を資するを當然とせず其當否に至ては予の知る所もあらざるあり予は單に當局者の明斷を乞ひんと欲するのミ

水道の利益は何人と雖も能く容易に了解すへし如何となれ其日常口腹の中へ飲下する所の水に關すれりあり之を反して下水の得失を辨知するとい稍々難し如何とされ病毒の患苦を感ずる時よあらされ平生之に思ひ到ると少なければなり夏日防寒は具を治めんと難し吁

若し彌々水道のみ成功して下水未だ出來せざるか如きとあらんふの今より一層土地を濕潤ならしめ其害愈々大あるに至るへし其故は完全なる水道あるに至れり僅かに龍口を旋回せば滾々として無量の清水迸出するところを以て自然之之を使用する量も今日より多るるへし従ては汚水とありて屋外に流出し地中へ滲入し不完全にして、幾んど勾配もかく疎通もな

九 坡 逸 夫

巡查勤続年數ノ久シカラントハ警察ノ運用上極メテ望マシキ一事ナリ如何トナレハ巡查ハ經驗ヲ積ムト最モ大切ナレハナリ此一事ニ於テハ何人ト雖モ斷ノ異論ナカルヘシト思考ス故ニ今其理由ヲ喋々スルコトナシ從來ノ實蹟ニ由レハ我が國ノ巡查中十年以上モ勤績セラルハ稀レナル方ナルニ似タリ甚シキハ平均勤績年數ノ二三年ニタモ滿タサル地方アリト聞ク（尤モ是レハ今日ノ談ニハアラサレトモ）實ニ我が國警察ノ爲メニ殘念ナル次第ナラスヤ予ハセメテ十年位ノ平均數ヲ見ルニ至ランコト熱望シテ已マサルナリ西洋ニテハ二十年モ三十年モ勤績セル巡查稀レナラストカヤ如何ニモ羨マシキ至ナリ勿論我が國ニ於テハ新警察ノ創設以來未タ廿年ニモ及ハサレハ十年以上ノ勤績者チ多ク索ムルハ無理ナラン唯タ今後ハ吃度此クノ如クナランコト期スヘキナリ予ハ此希望チ巡查諸君其人ニ向テモ要メント欲スルコト勿論ナリ然レトモ單ニ片手落トナリテハ予ノ本意ニアラサレハ亦タ諸君ノ爲メニ大方ニ向テ求ムル所モアラントスルナリ抑モ人ハ生活スル爲メニ費用ヲ要スルモノナリ其最

き露巢お滴溜し終に空中お蒸騰して以て縦に其毒威を振ふへし思はざるへけんや

尙は下水に人人体排泄物をも混入すへきや否の一問題もあるへし今暫く大體論を止め他日更に稿を繼ひて細説するともあるへし之を要するお本論の如き人生の安寧上重要且緊急なる問題の世に出てざるは子の切な遺憾とする所かれは哀情默止するに能はず己れの淺學を忘れて圖らずも蕪辭を重ねるに至れり識者幸に予の鐵面皮を恕して教ふる所あれ

問 答

○第六問 説論ノ限界ヲ問フ

青 森 大 熊 和 郎

巡查違警罪犯人ヲ認知シ司法警察官ニ告發セリ司法警察官ハ其ノ罪狀顯著ナルヲ認メナカラ單ニ之レヲ説諭ニ止メ解放スルヲ得ル乎

寄 書

巡查ノ勤績年數ヲ増昇スル一私案

モ緊急ナルチ衣食住ノ三者トス而シテ此三者ハ獨リ必要缺クヘカラサルノミニアラス亦タ人世ノ歎樂苦患ハ主トシテ其中ニ伏在スルナリ故ニ之ニ満足スレハ氣宇自ラ爽快ニシテ從テ其職ニ勉メ其地位ヲ愛スヘシ若シ之ニ反スレハ怨嗟倦意ノ心チ生シ從テ他ノ方向ニ於テ幸運ヲ試ミント欲スル者アルニ至ルチ知ルヘカラス且ヤ巡查タル者ハ職務ノ外毫モ他ニ顧慮スル所ナキヲ要スレハ一方ニ於テハ嚴ニ品行ヲ監督シ浪費ヲ遏止スルノ旁テ他ノ一方ニ於テハ生存上苦痛ヲ覺ヘサルタケノ給與ヲ許容セサルヘカラスルヘシ既ニ衣ニ就テハ頃日絨ヲ用フルヲ得ルコトナリ爲メニ大ニ便益ト愉快トナルヘラレタル次第ナラン由テ之ヲハ擱キ次ノ食住ノ兩者ニ就テ論セシニ近來鐵道汽船ノ便ニ由リ交通ノ利チ増スニ從ヒ全國ノ物價チ漸次平均スルノ結果ナリト雖モ大抵ハ物價及殊ニ借家料ノ騰貴チ來タスコト自然ノ勢ニシテ元來簿給ノ巡查ニ取リテ容易ナラサル困難チ生スルコトナルヘシ故ニ漸次増給ノ道ヲ講セラレシコト予ハ希望スルナリ若シ又遽カニ給額チ増加スルコト能ハストスレハ獨逸國官吏ノ給與法ニ倣ヒ宅料補助金ノ制チ立テラレタシ所謂宅料補助金トハ地ノ都鄙即チ物價及借

家料ノ昂低ニ從ヒ若干ノ等級ヲ定メ各官吏ニ其住地
(即チ任地)ノ相當スル等級ノ金額ヲ俸給ノ外ニ付與ス
ルモノトスルナリ是補助金ハ勞力ノ報酬ヲ公平ナラ
シムルノ最良手段ナルヘシ故ニ之ヲ施行スレハ一ニ
ハ増給ノ目的ヲ達シニハ給料ノ公平ヲ保ツ實ニ一
舉兩全ノ策ナリトス尤モ此等増給ノ實行ヲ見ノハ
第一ニ一般人民ノ贊成否寧ロ發議ヲ要スルヲナルヘ
シ人民ヨリ逡巡ヲ簿給ヲ忠ヒテ増額ノ議ヲ發セシメ
ンニハ善ク分テ守リ且善ク職ヲ盡シテ其信任ト敬戴
トヲ得サルヘカラス逡巡諸君希クハ勉メヨ若シ永ク
此希望ノ事實トナルヲアラサレハ是レ自ラ招ク所ノ
損失ナリト諄々ヘキナリ然リトテ一般ノ人民ニ於テ
モ決シテ自家ノ利害ヲ誤認スルヲナカルヘシ人ヲ使
フニ樂ンテ用ヲ爲サシムルト否ヲサルトノ效果ハ其
間ニ何等ノ差別アルヘキヤ知者ヲ俟タスシテ明ナリ
若シ人民ニ於テ十分警察力ノ保護ヲ享受セント欲セ
ハ必スヤ前策ニ出ツヘシ世ノ先覺者希クハ此議ヲ主
唱シテ警察ノ働作ニ一層ノ生氣ヲ添加セヨ
予ハ逡巡ノ固定月俸ヲ平均拾圓位ト爲サンヲ希望
ス勿論都會ノ地ヲ標準トシテ之ヲ謂フナレハ村落ニ
在任スルモノニ至テハ幾分カ之ヨリ減縮シテ當然ナ
即チ老夫婦ノ他ニ求ムルヲナクシテ衣食ヲ得ルヲ以
テ標準ト爲シテ可ナランカ

以上所説ヲ概括スレハ勤続年數ノ増昇ヲ希圖スル爲
メニ第一俸給ヲ増額シ若クハ宅料補助金ヲ給與シ
專ラ妻子ヲ有スル者ニ限リ第二滿十年以上勤続者
ノ俸給ヲ増額シ第三恩給ヲ増額スヘシト言フニ外ナ
ラス予ハ惟ラ給與ヲ増加シテ人物ヲ精選スレハ人
員ノ上ニ於テハ多少今ヨリ減省スルヲ得ヘシト但
シ予ハ深ク實際ヲ知ル者ニアラス此等ハ皆ナ無責任
ノ言ナリトシテ痛クナ齒牙ニ掛ケタマヘシ
之ヲ要スルニ逡巡ヲシテ其地位ニ安心セシメ及逡巡
ノ地位生活ヲ今少シ昂進セシメ今後警察ノ效用ヲ
全フスル上ニ於テ緊要ナリト思ヒ茲ニ老婆心ヲ述ム
ルヲ然リ

騎馬逡巡ヲ設置スヘシ

蘇 南 逸 史

將家ノ秘訣ニ兵ハ神速ヲ尙フト云フヲアリ此言亦タ
我カ警察ニモ之ヲ適用スヘキナリ抑々警察ノ働作ハ
其豫防ナルト恢復ナルトヲ論セス必要ノ瞬間ヲ
過クレハ無益徒勞ニ属スルヲ多シ警察ノ助力ノ須要

ルヘシ試ミニ一家五口ト仮定シテ一人當リノ金額ヲ
憶想セヨ又大抵若干ノ借家料ヲ要スルヲモ思念セ
ヨ予ノ増給ノ議ヲ提起スルヲ決ヘ無稽ニアラサルヲ
了知スヘシ予ハ之ニ關シテ別ニ一説アリ逡巡ノ勤續
年數ヲ増昇スルノ一方便トシテ上記ノ宅料補助金ヲ
單ニ妻子ヲ有シ一家ヲ構フル者ノミニ給與スルヲト
定メ以テ逡巡ノ結婚ヲ勸誘スヘシ妻子ヲ養フヘキ義
務アル者ハ自然ニ其進退ヲ拘束セラレ從テ容易ニ他
志ヲ懷クヲ少キニ至ルヘシ之ニ加フルニ妻子アル者
ハ品行モ修リ思想モ着實ナルヲ通例トスルナレハ尙
更逡巡ヲシテ成ルヘク結婚セシムルヲ爲スヲ可ト
スヘシ要スルニ予ハ逡巡ニ世ニ所謂書生風ノ生活ヲ
爲スヲ取ラサルナリ但シ予ハ如何ナル老成者ト雖モ
常ニ知識ヲ擴メント欲スル熱心ノ旺盛ナランヲタケ
ハ書生ノ如クナランヲ希望スルナリ
右ノ如ク一方ニ於テハ進退ヲ縛束シテ他志ナク永ク
勤續セシメントスル代リニ他ノ一方ニ於テ老後ノ
安樂ヲ今一層確實ニ保證セサルヘカラスルヘシ由テ
滿十年以上勤續ノ者ニ加給スヘキ金額ヲ増シ之ニ年
限ニ從テ相當ノ等級ヲ付シ故參ノ順序ニ從テ進級ス
ルヲ爲シ又退職恩給ノ金額ヲモ相應ニ増加スヘシ
ハ何時且何所ニ於テ發生スヘキヤ適ノ測リ知ルヘカ
ラス故ニ若能ク成シ得ヘクンハ荷モノノ棲息スル
地ニハ晝夜不斷普ク警察ノ機關ヲ配備シ置キタキモ
ノナリ然レトモ此レハ是レ固ヨリ實際ニ行ハルヘキ
ヲニアラサレハ已ムヲ得ス絶念セサルヘカラスレト
モ兎ニ角成ルヘク此希望ニ一步タリトモ近カンヲナ
努メサルヘカラスルヘシ即チ此意ヲ直寫スレハ警察
ノ足ハ須ク快駿ナルヘシト云フニ外ナラス夫レ警察
ノ働作ハ重モニ逡巡ト哨候トニアリ逡巡ハ成ルヘク
頻繁ナルヲ要シ立哨ハ其相距ルヲ成ルヘク短近ナル
ヲ要ス然レトモ人員ニ限リアレハ亦タ之ヲ省ミサル
ヘカラスルヲ必要アリ是ヲ以テ苟クモ人力ノ及ハ
ン限リハ其作用ノ性能ヲ成ルヘク增多セシメテ期セ
サルヘカラス是レ當局者ノ義務ナルヘシ抑モ作用ノ
性能ヲ増加セシメハ先ツ組織宜シキニ稱ヒ且機關各
々其器ニ中ルヲ要スルヲ第一ノ要義ニシテ而シテ之
ニ次テ肝要ナルハ働作ノ迅速快捷ナルヲ是レナリ速
力愈々大ナレハ逡巡ノ回數愈々増シ毎日ノ行程愈々
加ハルヘシ又哨者ニ在テモ其働作愈々迅速ナルヲ得
レハ其効果愈々大ナルヘシ騎兵ノ速度及行程ハ著シ
ク歩兵ニ勝レリ何ソヤ馬ノ步度ハ人ノ步度ヨリ大ナ

寄 書 法令註解

ルヲ以テナリ予ハ警察機關ノ働作ヲ増進スル爲メニ
 巡查ノ一部ヲシテ乗馬セシメテ希望スルナリ獨
 逸國ニ於テハ伯林市ニ騎馬巡查ノ一部隊アリ地方憲
 兵ノ一部モ亦乗馬本分トナセリ今試ニ其利益ノ一
 端ヲ說カント都會ノ地ニ於テハ其交通最繁劇ナル街
 衢ニ騎哨ヲ配置スル時ハ例之ハ行人ヲ傷ケテ其儘一
 鞭ヲ加ヘ逸ジ去ラントスル馬車ヲ追及シ得ヘク地方
 ニ於テハ村落ノ巡查ニ騎者ヲ用フル時ハ同一ノ人員
 ナリテシテ殆ソト徒步者ニ倍加スル働作ヲ爲サシム
 ヘシ都會ノ交通ニハ今後益々繁頻ヲ加フヘケレハ永
 ク今日ノ如ク徒步者ノミヲ以テ警察ノ運用ヲ全フス
 ヘカラサルヘシ故ニ予ハ今ヨリ此事ニ着目シ漸次時
 ナリテ其實行ヲ計ラレンコトヲ希望ス費用ノ一點ニ於
 テモ之ニ由テ得ル所ノ利益ヲ以テ十分出タス所ヲ償
 フヘシト信ス殊ニ地方ニ於テハ飼養費廉ナルヲ以テ
 最モ然ルヘシ其詳細ハ時宜ニ由リ更ニ論述スルコトモ
 アルヘシ暫ク記シ大方ノ公論ニ問フ

法令註解

四 非常召集ノ方法

タルナリ故ニ各地方ニ於テハ其管内一般ニ大綱ヲ示
 シ其細目ハ各署ゴトニ規定セシムルモノアリ又ハ大
 綱ヲモ示サスシテ渾テ各署ゴトニ之レヲ規定セシメ
 警察本部ノ認可ヲ得テ施行スルモノアリ該法ニ付テ
 ハ此ノ如ク區々ニシテ殆ソト一定ノモノナシ然レト
 モ非常ノ場合ニ際シ警察官吏ヲ召集スル方法ノ備ハ
 ラサル地方ハ未タ之レアラサルナリ既ニ一般ニ發布
 サレタル規則ナク又一地方ニ於テスル各署コトニ區
 區ノ規定ナリトスレハ巡閱官ニ於テ非常召集ノ方法
 ナク査閱スルハ極メテ必要ナルヲ見ルヘキナリ
 今左ニ査閱ノ標準ヲ舉ゲント欲ス

一 非常召集牌ノ調製法

二 非常召集牌ノ配達法

三 非常召集ノ種別

四 非常召集ニ應スル巡查ノ速力

執レノ地方ニ於ケルモ非常召集ヲ行フニハ召集牌ナ
 ルモノヲ用フルヲ例トス此牌ハ木製ナルアリ紙製ナ
 ルアリテ一樣ナラス各簡便ト思料スル所ノモノニ隨
 テ之ヲ調製セリ而シテ概シ其牌ノ表面ニハ非常召集
 牌ト記シ裏面ニ召集ノ場所並巡查ノ氏名ヲ書ス尤モ
 召集場所ハ其期ニ臨ミ召集スヘキ地名ヲ書入スヘキ

法令註解

非常召集トハ何リ事變アルニ當リ不時ニ巡查ヲ一處
 ニ召集スルヲ云フナリ蓋警察官吏配置法ヲ改メ撒在
 法トナシ一警察區域ヲ數區ニ別テ一區ヲ巡查一人ノ
 受持トナシ警察署分署遠隔ノ地ニハ巡查派出所又ハ
 巡查駐在所ヲ設ケ日々警察署分署ニ出頭スルコトナ
 ク各其受持區内ノ事務ヲ擔任シ其責任ヲ盡サシムル
 コト、ナリシヨリ警察署分署ニ直屬スル巡查ノ人員
 減少シ急劇ノ事故ニ應スルノ場合ニ於テハ常ニ缺乏
 ノ歎アラシム而シテ一方警察ノ周到シタル上ニ付テ
 ハ満足ノ好況アルニモ拘ハラズ一方撒在ノ爲メニ緊
 急ノ機變ニ應スルノ準備全カラサルコトアリテハ未
 タ以テ其道ヲ得タリト云フヘカラス人事ノ活動ハ旦
 タヲ謀ラス警察ノ施設周密完備ナリト雖事變ノ發生
 ナリテ又事變既ニ生起シタルトキハ之レヲ驗制スル一
 ニ警察官吏ノ公力ニ依ラサルヲ得ス此場合ニ於テハ
 僅少ノ吏員ヲ以テ之ニ臨ムモ其効ヲ收ムルコト難カ
 ルヘシ是レ撒在法行ハレテ非常召集法ノ必要ナル所
 以ナリ

非常召集法ハ未タ其筋ヨリ一般ニ發布シタルモノア
 ルヲ聞カス多分各地方ノ便宜適意ノ規定ニ一任サレ
 モノトス此牌ハ常ニ巡查ノ人員ニ應ジテ其數ヲ備フ
 ヘシ、此牌ヲ配付スルハ極メテ迅速ナラサルヘカラ
 ス故ニ召集ヲ行フニ方リ署諸巡查ヲシテ二人輓ノ人
 力車ニ乘リ所定ノ巡查ニ配付セシムルアリ或ハ常時
 脚夫ニ特約ヲ結ヒ置キ之ヲシテ配達セシムルアリ其
 他輕易ニシテ迅速ナル種々ノ方法ヲ撰用シテ之ヲ配
 達セリ唯專一ニ迅速ヲ要スヘキノミ而シテ其配付法
 ハ秘密ヲ要シ嚴ニ漏洩ヲ防クヘシ然ラサレハ兇徒囂
 聚等ノ場合ニ際シ大ニ不都合ヲ生スルノ虞アリ、非
 常召集ヲ別テ大召集小召集トス大召集ハ全縣管内ノ
 警察官吏ヲ召集スルモノニシテ此場合ニ於テハ各署
 ニ必要ナル官吏ヲ殘シ其他ノ總員ヲ經テ署長之ヲ引
 率シ警察本部又ハ其他指定ノ場所ニ到リ警部長ノ指
 揮ノ下ニ糾合スルモノ又小召集ハ警察署長若クハ分
 署長ニ於テ所轄ノ巡查ヲ召集スルモノ是ナリ大召集
 ノ場合ニ於テハ召集牌ノ調製法前者ニ異ナリ大召集
 牌ハ警察本部ニ備ヘアルモノニシテ表面ニ大召集ト
 記シ裏面ニ召集ニ應スヘキ警察署ノ名及到達スヘキ
 場所ヲ記入ス故ニ此牌ハ單ニ警察署ノミニ配付シ之
 ナ受ケタル警察署ニ直ニ小召集法ニ據リ分署及直管
 ノ巡查ヲ其署ニ召集スヘキモノトス、各地方ニ於テ

法令註解

規定セラル、所ノ巡查ノ速力ハ區々ニシテ一定ノ速度アラス他ナシ山川險夷ノ差アリテ平道坦ナルコト砥ノ如キ場所ト蜀道險難ニシテ棧路ヲ既渉スルカ如キモノト均一ノ速力ヲ保ツヘカヲサルヲ以テナリ然レトモ之レカ準則ヲ立ツルニハ三里以内ノ場所ナレハ一里ニ付二十五分乃至三十分間又五里以内ナレハ一里ニ付三十分乃至四十分間ヲ以テ到達ノ時限トセハ脚力ニ應ジテ適當ナラン此時限ハ召集牌ヲ受ケタル時（召集牌受領ノ時ヲ云フ）ヨリ十分乃至十五分間ノ猶豫ヲ與ヘ之ヲ除去シタル殘數ト知ルヘシ右ハ眞ニ一斑ノ大要ニ過キサレハ之ヲ以テ全豹トスヘカヲサルハ勿論ニシテ茲ニハ唯非常召集法ニ缺クヘカヲサル要領ヲ述ヘタルノミ巡閱官ハ宜シク之ヲ實際ニ推及シテ其利弊ヲ鑒別シ事變ニ臨ンテ應機ノ準備缺クル所ナキヤ否ヲ査閲セラルヘキナリ

五 司法警察即チ被告人ノ搜查、逮捕訊問及檢察官ヘ送付ノ手續等

司法警察ノ定義ヲ敘述スルハ幾ント無要ナリ故ニ單ニ被告人以下ノ各事項ノミニ就テ解説セン本項ノ意義ハ一モ疑フ所ナク殊更ニ讀法ヲ示スニハ及ハスト雖誤解ナカラシコトナ期スル爲メ一言セツト欲スル

查官タル者ヲ規定セリ即チ警視本署長（警察本署長）府縣長官（府縣知事但東京府知事ヲ除ク）ハ檢事ト同一ノ權ヲ有シ司法警察官トシテ犯罪ヲ搜查シ警視部（警部長警部補）區長郡長（市長）治安判事警部（警部補）ノ在ラサル地ノ戶長（町村長）ハ檢事ノ補佐トナリ司法警察官トシテ犯罪ヲ搜查ス可シト故ニ犯罪ヲ搜查スルハ檢察官即チ檢事ノ職務ニシテ警部警部補ハ其補佐タルニ過キス而シテ是等ノ官吏ハ如何ナル方法手續ヲ以テ實際搜查ヲ爲シ得ルカト云フニ皆巡查ト探偵吏トノ二者ヲ使用セサルハナシ蓋治罪法ハ別ニ搜查ノ方法及之レニ使用スヘキ者ヲ規定セス唯搜查ヲ爲スヘキ職權ヲ有スル者ノミヲ規定セリ此職權者ハ其權内ニ於テ何人ヲ使用スルモ搜查ノ事務ヲ全フセハ敢テ支障アルコトナシ然レトモ巡查ハ司法警察ノ補佐ヲ爲スモノナレハ純然巡查ヲ以テ搜查事務ニ當ラシムルハ當然ノ事タリ地方ニ由リテハ今猶探偵雇ヲ使用シテ搜查ヲ爲サシムルモノアリ其事強チ非ナルニアラサルヘシト雖探偵雇ナル者ハ他ニ職務ナク專一ニ探偵搜查ノ事ノミヲ擔任シ所謂鵜眼鷹目其効ヲ奏セント欲シ竟ニ人ノ陰事ヲ計キ秘密ヲ暴露シ甚シキハ人權ヲ侵害スルニ至ルモノ

モノアリ他ナシ後項ニ於ケル敘述ノ地歩ヲ占ムルノ便利ニ供スルナリ
警察官ニ於テ擔任スヘキ司法警察事務ハ治罪法ノ規定スル所若クハ其他ノ法律勅令等ニ散見スル所ノモノニシテ本項記載ノ外尙數多ノ事務アリ然レトモ本則ニ於テハ本項記載ノ外ニ進入スルヲ要セス此事實ニ就キ査閲ヲ遂クレバ則チ可ナルモノトス故ニ冒頭ニ司法警察ト記シ即チト受ケテ其必要ナル事項ノミヲ明記セリ是レ司法警察一般ニ關スルニアラサルノ證左トス本項ノ「被告人」ノ四字ハ搜查逮捕訊問送付ノ四件ニ冠ムレル文字ニシテ之ヲ讀換ユレハ被告人ヲ搜查、被告人ヲ逮捕被告人ヲ訊問、被告人ヲ檢察官ヘ送付スルノ手續トナル其讀法斯ノ如シ然ハ則チ本項ハ被告人ニ關スル司法警察ノ一部分ニ属スル事務ノ手續ニ止マルモノトシテ可ナリ
被告人ヲ搜查スルハ警察事務中最難件ノ一ニシテ其行爲ハ動モスレハ人權ヲ侵害スルノ獎アリ治罪法搜查ノコトヲ規定シテ云ク檢査官ハ後ニ記載シタル告訴告發現行犯其他ノ原由ニ因リ犯罪アルヲ認知シ又ハ犯罪アリト思料セタル時ハ其證憑及ヒ犯人ヲ搜查シ云々（第九十二條）ト而シテ同法第六十條ハ搜

アリ巡查ニ於ケルモ全ク此獎ナシト斷言シ難シト雖今日ノ制度ニ依レハ探偵搜查ノ事ハ外勤巡查ノ職任ニシテ別ニ探偵雇吏ヲ置カサルニ在リ外勤巡查ニ在テハ前ニモ既ニ説キタル如ク其責任甚重ク且擔當ノ事務甚多キヲ以テ何ノ追アリテカ搜查事件ニ關係ナキ人ノ陰事秘密ヲ許發スルカ如キ不德義ノ行ヲ爲サシヤ況ヤ警察署分署ニハ雇吏ヲ置カサルノ制度アルニ於テオヤ探偵搜查ノ事務ハ宜シク巡查殊ニ外勤巡查ヲ使用スヘキナリ
普國警察大尉ヘーン氏嘗テ探偵巡查ヲ使用スルコトニ付論シテ云ク各署ニ多數ノ探偵巡查ヲ置キ探偵事務ニ使用スルハ不必要ナルカ如シ通常ノ探偵事務ハ外勤巡查即チ受持巡查ヲシテ取扱ハシムルモ充分其効ヲ奏スルヲ得ヘシ凡テ特別ニ探偵巡查ヲ要スルハ專ラ高等警察ニ属スル事件又ハ複雜難ナル重輕罪犯ヲ探知スル場合ニ限リ其他ハ却テ土地ノ情况等ニ通曉セル受持巡查ニ於テ從事スル方遙ニ優ルモノアラント其說ク所適切ニシテ能ク探偵巡查ノ狀ヲ知ルモノト言フヘシ記シテ當局者ノ參考ニ供ス
搜查ノ方法ハ茲ニ列舉スルヲ得ス好シ之ヲ列舉シ得ルトスルモ千種万別實際ニ茲ニアラサレハ得テ言

法令註解

法令註解

フヘカラス故ニ左ニ巡閱官ニ於テ傾意注目スヘキ要件ヲ列記スヘシ

- 一 探偵捜査ノ種類
- 二 探偵捜査スヘキ場合
- 三 探偵捜査ニ使用スル吏員
- 四 探偵捜査ノ方法
- 五 犯罪ヲ認知セシヨリ捜査ニ着手セシマテノ時間
- 六 探偵捜査ノ機敏ナルヤ否
- 七 捜査ノ不備及拋棄ノ有無
- 八 某事件ニ關セシ探偵捜査ノ效果
- 九 某事件ニ關セシ探偵捜査ノ不成功
- 十 巡査ト探偵吏吏ト成功ノ比較
- 十一 探偵上ヨリ生シタル利弊
- 十二 探偵捜査ノ報告書

捜査ハ單ニ犯人ヲ偵知シ其所在ヲ搜得スルノミチ以テ足レリトスヘカラス犯罪ノ證據ヲ集ムルコトヲ意ルヘカラス犯人ヲ得ルモ證據ヲ得サレハ無罪ノ人ナリ證據ヲ集ムルハ實ニ難事ニシテ屢試如スルモノアリ先ツ犯人ヲ逮捕シ來テ後ツ證據ヲ收集スルモノアリ或ハ證據ヲ捜査收集スルモ不完全ナルカ爲メ犯人セサル場合ニ於テ捜査スルカ如キ徒勞ノ所業ヲ爲ス者アリテハ是レ亦警察事務上ノ瑕瑾タルノミ

被告人逮捕ハ治罪法ノ定規ニ從ヒ現行犯ノ場合ヲ除クノ外ハ總テ勾引狀ヲ執行スルノミニシテ此事項ニ就テハ別ニ査閱ノ要ナキカ如クナレトモ實際ニ於テハ法文ノ外ニ奔逸シテ隨意ノ行爲アリ逮捕ト引致トノ區域ヲ限定セスシテ之レニ從事スルモノアリ令狀ヲ携帯セスシテ非現行犯ヲ逮捕スルコトアリ巡査ノ代リニ探偵雇ヲシテ逮捕セシムルモノアリ抑治罪法ノ精神ハ人民ノ權利ヲ保護シ擅ニ人ノ自由ヲ檢束セサルニ在リ然ルチ實際ニ從事スル者ハ唯其功ヲ奏スルニ汲々トシテ他ヲ顧ルコトナク進メテ功ヲ貪ルノ情アリテ輕モスレハ無罪ノ人ヲ逮捕スルコトアリ又雇員(雇員ハ無責任ニシテ法律上資格ナク一般人民ト同様ナリ)ヲシテ非現行犯ヲ逮捕セシムルハ實ニ言語同斷ト謂ハサルヘカラス舊慣ニ從ヘハ罪人ヲ逮捕スルニハ其職ニ専務ナル雇員ヲ使用シタレトモ治罪法ニ勾引狀ハ巡査ヲシテ之ヲ執行セシムタルニヨリ如何ナル場合ト雖無資格ナル雇員ヲシテ逮捕ニ從事セシムヘキモノニアラス治罪法實施以來今猶雇員ヲシテ從事セシムルモノアレトモ此ハ是レ錯誤ノ

法令註解 通信

ヲ解放スルアリ是レ皆捜査ノ不整備ト言ハサルヘカラス
高等警察ニ關スル探偵ニ至テハ最慎重ニ最秘密ニセサルヲ得ス政治上ヨリ生出スル事件ハ其害國家ノ上ニ被ムルモノニシテ他ノ重輕罪ノ如ク一部分ノ被害ニアラス世利公益ヲ攪擾シ秩序安寧ヲ紊乱シ流毒ノ及フ所底止スルチ知ラサルモノアリ若シ探偵ニシテ其道ヲ失ヘハ實ニ國家ノ大事ニ關ス故ニ高等警察ノ事務ハ警部長親ヲ取扱フモノトシ本部ニ於ケルモ別ニ其掛ヲ設ケス又各署ニ於テハ署長之ヲ取扱ヒ漫ニ次席ノ警部其他ノ署員ニ扱ハシメサルナリ然レトモ警部長若クハ署長ニ於テ親ヲ探偵ヲ爲スヘキニアラサルチ以テ特ニ其信任スル所ノ巡査又ハ別ニ其人ヲ選ンテ之ヲ使用スルカ故ニ之レニ當ル者ハ勤勅精意以テ從事スルヲ要ス

探偵捜査ハ事件ノ生シタルヨリ猶豫ナク速ニ着手シ且敏捷ナラサルヘカラス一步ヲ遲フスレハ百歩ノ損アリ一時間ヲ猶豫スレハ一日ノ失ヲ生ス又探偵ノ方法ヲ吟味スヘシ其方法ニ法律命令ニ抵觸シ若クハ憲法ニ矛盾スルノ行爲アレハ後來ヲ戒飭シ或ハ懲罰スヘキナリ其捜査スヘカラス者ヲ捜査シ捜査ヲ要シ甚シキモノニシテ被告人ノ告訴ヲ受ケサルハ僥倖ノミ

○正誤 本誌第二集法令註解警察巡閱規則ノ部四十七頁下段十八行目警察ハ警邏同五十一頁下段十行目原簿ハ厚簿同五十二頁上段初行押呢ハ狎昵ノ誤又五十二頁下段末行怠惰ノ下「ト」ノ字ヲ脱セリ

通信

○米國ヨリノ來翰 昨年歐米巡遊ノ爲メ本邦ヲ發シ目下米ノ新紐ニ滞在シツ、アル社友ヨリノ來翰中ニ曰ク凡ソ日本人ニノ弘ク歐米諸國ヲ巡遊スルノ目的ヲ以テ先ツ西ニ渡行候者ハ多クハ最初佛ノまるせい港ヲ目指ノ之ニ着スルヲナルガ何人モ第一ニ驚嘆スルハ家屋ノ壯麗ナルト道路ノ廣堅ナルヲニ有之候或外國人カ骨ヲ拙者ニ對テ日本ニハ街路ト名付ヘキ程ノ者無シト云ヒシヲアリシカ思ヒ當ツテ私ニ赤面ヲ催シ候目下外交日ニ頻繁復雜ナル世ニ於テ文明諸國ト相對峙ノ互ニ徑庭ナカラント欲セハ無形ノ知識

學問ヲ涵養進開スルノ必要ナルト有形無形ノ間ニ位
ス氏申スヘキ法典編纂裁判官養成立法機關完備等ノ
緊急ナルハ勿論ニ候得レ現今ノ有様ニ於テハ尙ホ多
分ハ外形ノ裝飾ニノミ屬スル如キ觀アル市區改正道
路取擴ケノミモ亦不可止ノ問題タルヲ感識仕候之
ニ次テ吾ニ羨望ノ念ヲ起サシムルハ外人ノ体格ニ有
之候同行ノ友人カ或日宿所ニ歸リテ今日ハ實ニ愉快
ナリシヲ有リシト申候ニツ其故ヲ問ヒ候ニ答ヘテ本
日乘合馬車ノ中テ近付コナリタル當國人ト下車ノ後
モ暫時談話シツ、歩行シタルコナルカ其白人ノ身長
ハ余ヨリ一寸許モ低カリケン余ハ久シ振ニテ人ヲ眼
下ニ見卸スヲ得タリトテ該日ハ晚餐ノ机ニ向ツテ
葡萄酒ノ飲料多カリシモ時ニ取テイト於呵シカリシ
コニ候兎ニ角歐米人ノ長大ナルニハ吾曹カ常ニ閉口
スル所ニノ十三四ノ小兒ニ對スルノ他ハ拙者ハ曾テ
仰カスノ泰西人ノ面貌ヲ見タルコト御座ナク隨分情ナ
キ次第ニ有之候就中巡查ニ至テハ獨モ英モ將タ佛モ
其体格ノ肥大喬長ナル一層甚シク米國ニ在テハ特ニ
身長我五尺七寸ニ降ル者ヲ見出スコトハ難カルヘク被
存候衣裳ハ右諸國普通ノコナカラ其鮮美ナル少クモ
我尉官ノ服裝ノ程度ナルヘキガ之ヲ着ノ巡歩スル様

合セテ左手ニ握リ出及チ振ツテ進ミ來ル一人ノ頭髮
ヲ右手ニ握ミ猿臂ヲ伸ハシテ之ヲ支持シ敢テ近付カ
シメス彼是スル中最近ノ巡查一名加勢ニ來リテ見事
三人ヲ縛シタル目覺シクモ亦心地ヨキ奇觀ナリシ
トハ申ナカラ身体大小ノ割合ヨリ論シ尙ホ少シク誇
大ニ之ヲ評スレハ殆ント鷲鳥ノ燕雀ヲ扼探シタル如
キモノニシテ事ノ難ナク容易ナルハ元ヨリ當然ノ儀
ト相見エ申候由是觀之富國強兵論ノ熾ナル今日人種
改良論ノ荐ナモ目下何卒早ク我國人ニ形体ノ進歩ヲ
得度モノニ御坐候

以上ハ歐米巡查カ体力上ノ御話ナレ其精神ニ至ツ
テハ鄙野穢廉耻ニ數々嘔吐ヲ催シ候事ニ御座候遣
案内ヲ爲シ行ク手ノ方向ヲ示セハ多少ノ謝金ヲ収ム
ル者ト心得密賣淫ニ鼻藥ヲ買ハレテ知ラヌ振チ爲ス
如キハ其例證ニ此點ニ關ノハ如何ニ自負心強キ外
人モ日本ノ巡查カ清廉潔白ナルニハ我ヲ折り舌ヲ捲
ヒテ敬服シツ、アル者ノ如ク被存候拙者ノ見ル所ニ
於テモ日本ノ巡查ハ廉潔ニ志氣モ亦高尚ナリ加之
ナラス劍柔ノ術ニ通シ膽力自カラ具ハルヲ以テ体格
ノ小ニ實力ノ少ナキモ不拘自國ノ犯人ニ對スル
場合ニ於テハ不都合有ルコナシト雖早晚治外法權撤

ハ恰モ戲言ノ仁王ノ如ク体量ハ我物ト思ヒテモ尙ホ
重キニヤのそ々々トノ愚頭ヲシク見エ候者カラ事ニ
當テ剛強銳敏ナル決ノ其外形ニ耻ヲサル者ト認定致
シ候左ノ一例ハ拙者ノ實驗ニ係ル者ナルカ當地(新
紐)ノ支那街ニ洗濯ヲ業トスル一戸主從三人ノ支
那人アリケルニ或日曜ノ休業日ニ主人ハ一人ノ職人
ト共ニ遊歩ニ出懸ケ家ニハ唯十六七ヲ超ヘサル少年
ノミガ留守居候ヲ計リテ三人ノ盜賊同シク支那人ナ
ルガ入來リテ小僧チ家ノ鴨居ニ縛揚ケ毆打強迫ノ金
子ノ所在ヲ知ラシメ六百ドル餘ヲ掠奪ノ去レリ入達
ニ歸宅セシ主人ハ此程ニ吃驚ノ之ヲ巡查ニ告訴セシ
處巡查ハ來テ其次第ヲ尋問シ小僧カ彼賊ノ容貌ヲ見
覺ヘタリト云フチ幸ニ直ニ之ヲ隨從セシメテ近邊ノ
酒舖遊女屋(支那)ヲ搜索セリ蓋シ御承知ノ通り米
人ハ支那人ヲ根底ヨリ厭惡スルコナルカ故ニ氣ノ利
ヒタ白人ノ料理屋ハ假設支那人カ幾何ノ金ヲ出スモ
之レカ來店ヲ拒絕スル風習ナルヲ以テ贓物ノ分配ニ
兼テ一醉ヲ求ムルニハ先ツ支那街ノ區域ヲ違サカル
ヘキ推測ナキニ因ルモノナリ然ルニ果セル哉三賊相
繼サテ逶迤綿蠻同人種ノ旗亭ヨリ出ルニ會シ小僧ノ
告知ト共ニ捕獲ニ取掛ルヤ最初抵抗セシ二賊カ襟ヲ

去ノ後外人ニ關スル司法警察ノ事更ニ一變ノ今日ノ
比ニ非サルニ及ンテ彼長大ナル外人一人ヲ捕縛スル
爲ニ我巡查二人ノ協力ヲ必要トスル如キコアラハ一
大國辱日本ノ汚點ニ外ナラサル儀ニ有之候今夫レ人
民ハ國家至重ノ原素ナリ直接ニ人民保護ノ役ハ復タ
間接ニ國家保護ノ役目ナレバ愛國心堅篤ナル我巡查
諸氏ハ尙ホ奮發ノ体格ノ短處ヲ補充スルニ足ル程ノ
伎術ヲ研究シ置カレンコト緊切ナルヲ覺ヘ申候
倘シ幸ニ經驗學術ノ進歩ト共ニ行政官ノ苦心ハ其功
ヲ奏シテ異日我國民ノ体格ヲ改良シ歐米諸國ノ人民
ト相拮抗シテ大差ナキニ至レハ我最愛ナル帝國ノ巡
査ハ身体上精神上又伎術上能力兼備ノ巡查ニシテ天
下ニ比類ナク各國ニ於ケル同官ノ主座ヲ占ムルニ至
ルヘキヲ確信仕候云々

歐洲通信

○佛國監獄則ノ欠點 當地ニ於ケル再犯者ノ割合ハ
徒刑囚ニ最多シト云フ今其原因ヲ釋スルニ職トシテ
監獄則ノ不完全ナルニ由ルコト目下世界法學者社會ノ
輿論ニシテ吾人モ亦其實ニ然ルヲ信スルナリ抑モ通
常犯ノ囚徒ニ勞役ヲ科シ之ニヨリ生スル賃銀ノ一部

通信

ハ之ヲ監獄ノ費用ニ供シ他ノ一部ハ之ヲ出獄ノ際犯人ニ給與シテ勞役ニ甘服セシムルモノハ文明諸國皆通ノ獄則ニシテ其目的タル主トシテ經濟及ヒ道德ノ二點ニ存スルモノ、如シ勞役ニ任ヘ得ルノ囚徒ヲシテ無爲ニ獄内ニ幽居セシメ其殖産獲得ノ力ヲ無益ニ消耗セシメサルト出獄ノ後自カラ生計ヲ營ムヘキ資本ナリ有セシメ其再犯ヲ防禦スルトニ在ルハ勿論ニシテ今更喋々スルヲ要セサルナリ然レハ罪狀重クソ社會ノ疾惡ト擯斥トヲ受ケ輟スク良民ノ間ニ齡セテレサル者程財本ノ多量ヲ必要トスル譯ナルニ佛國獄制ノ死罪ニ次ヒテ至重ナル徒刑ノ囚ニ此工錢支給ノ恩澤ヲ與ヘサルハ法制ノ一大欠點ニシテ何人モ其不備ヲ咎メント欲スル所ナリ右ハ獨リ理論ノミニ止ラズシテ事ノ實際カ既ニ之ヲ證明シツ、アルモノトス徒刑囚ノ出獄セシ者ニシテ往々自カラ正業ニ就クノ念ヲ起スアルモ社會ニ信用ナクシテ資本ト賃銀トニ有附キ難ク才知アルモ之ヲ運用スルノ境域ナク体力アルモ之ヲ實働セシムルノ場所ナキニヨリ不本意ナカラ再ヒ罪惡ニ墮落シ終ニ獄裡ノ鬼トナル者少ナシトモ嗚呼社會カ慎ニ慎重スヘキ刑罰ノ權ヲ使用シテ一度悔悟セシメタルノ効ナシテ水泡ト共ニ消モ

ナリ伊國ハ如此夫レ富強ニシテ伊國人民ノ心情ハ一般如此夫レ優美ナレハ衛生ノ道亦相應ニ講究サ、ルニモ係ラズ道路ノ汚穢家屋ノ不便ニ至テハ余ノ通信ヲ讀ム者本地ニ就テ之ヲ直視セサル以上ハ必ス其實談ナルヲ信セサルヘシト想フ位ナリ然ルニ今日ノ世界疾病ナキ人ハナク憂患ナキ國モナシ吾人カ鄉國ニ在テ氣ヲ留メシモノナク又絶エテ考ヘモセヌ事ノ非常ニ必要ナルヲ伊國ニ於テ始メテ感悟セリ感悟セルト同時ニ文明ノ進歩ハ實ニ緩慢ニシテ古來ノ遺習殘例ハ容易ニ一變スルノ難事ナルヲ覺ヘタリソナ何ゾト云フニ家屋ノ多數カ歐人カ之ヲ文明ノ三柱ニ稱スル程ニ大切ナル下水便所及ヒ家屋ノ構造上特別ノ必要アル煙筒ヲ虧欠セルモノゾアルスニ其統計ヲ畧示セハ合計千四百五十万ノ人民ナ有スル六千四百〇四ノ共同團體ハ適當ナル下水ヲ欠キ人民二千万ナ有スル六千〇六十四ノ團體ハ便所ナ有セサル家屋ヲ含ムヲ殆ント其三割ニシテ千有餘万ノ人民ヨリ成ル三千六百三十六團體中ノ家屋ニ在テハ便所ヲ具ヘサルモノ其之ヲ具フルモノヨリ多ク而シテ又煙筒ナ有セサル家屋モ之ニ準シテ澤山ナリト爲ス右ハ勿論重モニ當國ノ田舎ニ於ケル奥觀ナレ其不潔ニ

シムル所以ノモノハ佛作テ靈ヲ入レサル社會自己ノ過舉ニシテ社會カ却テ再犯ヲ懲惡スルノ觀ナキ能ハスレ佛蘭西獄則ノ欠點ニシテ當國自カラモ之ヲ知ラサルニ非ス此ヲ以テ現今益々其影響ニ注目シツ、アルヲ故ニ改正ヲ見ルノ期近キニアルナラントノ評判アリ左モ有ルヘキ事ニコソ

○伊國ノ汚穢及ヒ其社會病 凡ソ伊太利ノ地タル氣候寒暖ノ央ニアリテ運輸ノ便ト物產ノ富トヲ擁シ天然ノ風色地球上其比類鮮ナキ迄ニ麗シク伽藍堂宇ノ壯嚴秀美ナルト往昔文明ノ中心法學ノ淵源トナリテ四方ヲ服從セシメタル時代ヨリノ遺物ヲ保存シ國力富強人烟稠密現今世界五大強國ノ中ニ與ミシテ耻ツルナキ程ノ國柄ナレハ他ノ歐洲諸國ノ男女ニシテ中等以上ニ位スルモノニ在テハ伊ノ土地ヲ踏サルモノ十中ノ二三ニ過キサル可シ加フルニ今尙ホ耶蘇舊教ノ重點ニシテ法皇ノ在所ヲ扣ヘ德義ノ心ハ多年人民ノ肝臟ニ浸漸シタルヲ以テ慈善ノ空氣往所ニ滿テ發シテハ死刑實際ノ廢止トナリ溢レテハ鯨寡孤獨貧民究兒救護ノ組合ト成ルモノ年々其數ヲ増セテ被救者ノ追加シタル必要ヨリ興リタルニハ非スシテ唯全ク國民カ博愛慈善心ノ生ミ出シタル產物ト外ナラサル

シテ衛生ト文明ノ進歩トヲ害スルヲハ申迄モナキナリ而シテ前述ノ欠點カ果シテ左ノ病根ナルヤ否ヤハ拙者ハ醫學衛生學ニ通セサルヲ以テ容易ニ判斷シ下ス能ハスト雖獨逸人カ屢々社會病(ゲチヤ)レクランタハイト)トモ稱スヘキ當社會普通ノ流行病ハ彼ノマラリヤ熱及ペラグラ病ニシテ之カ爲メニ死亡スル者年々頗ル多シ人員一万ニ對スル統計ヲ舉レハ千八百八十一年ニハ十一人ニシテ爾後歲々減却セシモ八十六年ニハ尙ホ七人半ナリシト云フ明年(八十八年)ノ結果ハ如何アリシヤ今其表ヲ有セサレモ鬼ニ角本年ノ如キモ流行盛ニシテ死亡者モ少カラサルヲナラン而シテ單ニ罹患スル者ノ夥シキハ前舉死亡者ノ數ニ參照シテ明瞭ナランノミ

翻譯

○分房制の利害

(第二號の續き)

武田 英一 譯

夫の分房監禁法を長期刑の罪人に適用するに至つてハ、我佛國の學者中往々之を非とする者あり、

ヤル、リニカ氏亦其一人あり、謂らく囚徒の放免の時、至て再び社會に入るべき者なり而るに之の社交の慣習を奪ふに正理は非ざるあり此法を施行すべき者は唯彼の看守に危険を加ふるの虞ある一二の殺人犯者あるのみと

「ミルラン」氏も亦同じく謂らく、囚人は宜しく社會に在つて善良の行を爲す所以を教ふべきなり、而るに分房監禁の法は此義に近からず、其最も宜しきを得たる者の、彼の「ボンヌヴィール、ド、マルサシヨール」氏の始めて指明し、「ワルター、クロフトン」氏の實地は施行したる愛蘭土法に若くは莫し、愛蘭土の法如何、曰く、囚人監獄に入れ、最初の數月間或は數週間、分房監禁の法を用ひ、之に次くに雜居の制を以てし、其行狀の如何に因つて漸く其待遇を寛にし、竟に放免前に至つて半自由を享有せしむる者なり、而して其雜居も亦年齢、罪質、品行

、驢馬、那威三國の實例に徴するに、千八百三十七年に於ては、罪人の全國の人口に於ける比例、約六百〇八分の一に居りしも、千八百七十七年に於ては、僅に千〇〇五分の一に過ぎざるに至れり、以て分房制の再犯者ヲ防制するの利有るを證するに足るへし、

然れども衛生の一點に於て分房監禁の大害有るに、多年學者の論議する所あり、即ち不消化病、結核病、精神病に罹る者及び自殺する者の多きは、雜居の獄に在らずして、分房の獄に在り、

抑雜居分房兩制の利害得失を比較して其優劣を定むるは最も困難なる所あり、蓋し雜居と分房とを問ひ、凡そ監禁ある者の健康に害あるは、勢ひ免れざる所あるべし、「ド、トックヴィール」氏嘗て博士「シャッソナ」氏統計上の調査を據り、説を爲して曰く、年齢相同しき者も就て之を論するに、中央監

及び入監前の行狀等相同しき者をえて同房に在らしむるを法とす、

之に反て司法官及び監獄學熱心の政治家に至つては多くの「ド、トックヴィール」氏の説は微ひ分房監禁法を長期刑の罪人に施用するの利有るを稱揚す、故に「ア、リヴィエール」氏の如きは則ち曰く囚人の獨居は因て繼に善に赴きたる者今之を驅つて雜居獄の混亂中に投ずるは即ち之を惡德中へ陷るゝものなりと

夫れ分房監禁の法たる、道徳上より之を論すれば、其利益最も多く、懲戒上より之を論すれば、亦再犯者を防制するの効有りとす、蓋し初犯の罪人の廉耻の心未だ消盡せざるを以て、往々他人を見るを厭ひ、自ら求めて分房に入る者有りと雖ども居常惡事を以て生業と爲すの徒に至つては、率ね分房監禁の法を畏れ、力めて之を避けざるは莫し、今之を白耳義

獄に監禁せらるゝ者の死亡に、社會は在て自由を享くる者の死亡に比し、三倍或は四倍の多きと上る、而して其死亡の特に多きは十六歳乃至二十歳の囚人に在り、今之を他の囚人お比するに、殆ど六倍の甚しきに至れりと、然れども「ド、トックヴィール」氏は更之を辨して曰く、「フィラデルフィヤ」の分房監禁法の、未だ曾て罪人の生命お害ありしを見ず、而るに今死亡の多き此の如き所以の者の、一時偶然の原因あつて然るを致すの事と、

癡癪者の數の如き亦之を囚人三百八十七人に徴するに千八百三十八年には十人にして、千八百四十年には十四人あり而して其十中八九人入監の前に於て既に狂疾を得或は腦病に罹れる者あり、而るに千八百八十七年に至り、「ド、ピエトラ、サント」氏は學士會院に對し、「マザー」及び「サンテ」の分房監獄中自殺者及び癡癪者の甚だ多きを痛

論せり、
瘋癲及び自殺の夥多ある此の如き者は、果して分房
監禁法本來の性質に因つて然るか、將た此二大監獄
中、分房監禁を實施する方法不完全にして缺點あ
るに因つて然るか、蓋し或は囚人配置の宜しきを得
ざる、或は人員の過多ある、或は道徳上衛生上の施
設の大に改むべき者ある、數者必す其一に居らん、
分房制に左袒する有力の學者の皆云く、分房の囚
人を孤單にする所以は非ず囚人と囚人とを分離せし
むるゝ過ぎず、故は吾人の所謂分房は、密閉のもの
に非ず、宜しく屢囚人お接見し、之お授くるに學課
を以てし、之に聽かしむるに講義を以てすへし、吾
人の所謂分房は、囚人をして一律無變の境に呻吟す
ること無からしむるものあり、宜しく運動場に散歩
するの時間を長くし、善く整頓したる種々の作業を
服せしめ、消化し易き食料を選んで之を與へ、且つ

空氣をして充分窓戸より流通するを得せしむへし、
若し果して上文の如くあるを得るときは、其能く分
房監禁の弊害を減すへき、素より論を待たざるあり
、然れども今之を實地に施行するに至つては、至大
の困難を免れず、蓋し今日の情態を察するは、囚人
の接見至て稀に、作業の率ね味無く、動もすれば倦
息を生し易く、以て一律不變の無聊を破るゝ足らず
、又竟は孤單の弊を救ふ能はざるあり、故を以て刑
期一年以上の囚人として刑期減縮の爲め自ら求めて
分房に入る者の、往々其氣力を減殺し、竟に白痴者
の如きに非されし聾啞者の如き舉動を爲すに至る、
之に加ふるに運動場の散歩は不足あり、分房中空氣
の流通は充分ならず、食物の又滋養の力を缺く、是
れ蓋し不消化病、結核病をして監獄内に猖獗ならし
むる所以あるへし、

(未完)

○ペルチーオン氏ノ犯罪人分類法

法學士 松井慶四郎

左ニ記載スルモノハ千八百八十五年伊國羅馬府ニ於
テ万国監獄會議ヲ開キタル際佛國ノアルフランド、
ペルチーオン氏カ爲シタル演說ノ大要ナリ其說ク處
專ラ犯罪人ノ分類及ヒ犯罪人ノ名簿調製ニ關スルモ
ノニシテ初犯ノ犯罪人ナルカ又ハ再犯以上ノ犯罪人ナ
ルカヲ知ルニ頗ル有益ナルモノアリ

第一 汎論

今本論ニ入ルニ先チ此問題ニ關スル一般ノ利益ヲ簡
單ニ説明スヘシ凡ソ何レノ國ニ在テモ再犯若クハ三
犯以上ノ犯罪ハ加重ノ理由トナルモノニシテ法律ノ
規定若クハ裁判官ノ見込ニヨリ各本刑ニ一等若クハ
數等ヲ加フルヲ通例ナルカ故ニ正業ニ從事セス惡事
ヲ以テ其本務トナスカ如キ犯罪人等ハ常ニ此ノ加重

ヲ免カレンコトヲ務メテ已マサルナリ故ニ審問ヲ受ク
ルニ當テハ必ス其本名ヲ偽リ若クハ前科ノ際申立テ
タル姓名ヲ隱匿シ或ハ未タ罪ヲタモ犯シタルコトナキ
人ノ姓名ヲ名乗ルコトヲ少シトセス或ハ又犯罪人相互ニ
其姓名ノ交換ヲナスコトヲモ憚ラサルナリ殊ニ甚シキ
ニ至リテハ或ル犯罪人ノ如キハ前科ノ際其被害者カ
法廷ニ於テ陳述シタル證言ニヨリ其被害者ノ身分ヲ
知了セルヲ以テ其ノ再ヒ逮捕セラル、ニ及ンテ右被
害者ノ姓名身分ヲ詐稱シタルコトアリ此他外國ノ犯罪
人若クハ自ラ外國人ナリト偽稱スルカ如キハ殊ニ詐
稱欺騙ノ便益アルモノニシテ徒ニ其姓名ヲ名乗ルコ
アルモ其眞誠ナルヤ否ヤヲ證明スルノ手段ナク唯各
本國ニ照會シテ帳簿ヲ交換スルノ外アラサルナリ然
レ是レ未タ以テ其實ヲ舉グルニ足ラサルナリ未タ以
テ必要ノ報告ヲ得ルニ足ラサルナリ何トナレハ犯罪
人ハ其本名ヲ稱セスシテ反テ偽名ヲ用ユルコト必然ナ

レハナリ果シテ此ノ如クンハ充分ノ審理ヲ遂クルコ
能ハサルヲ以テ其本名ヲ知ランカ爲メニ非常ノ手段
ト時日トヲ要シ一方ニ於テハ被告人少ナカラサル監
禁ヲ受クルノ外時ニ酷シキ苦痛ヲ被リ他方ニ於テハ
繋留ノ爲メ非常ノ經費ヲ要スルカ故ニ其及ホス所ノ
決果實ニ國家ノ損失タルヲ免レサルナリ故ニ能ク之
ヲ救正スルハ被告人ニ取リテモ又國家ニ於テモ非常
ノ美事ト云ハサルヘカラス古例ニ從ヒ人相書ヲ備ヘ
置キ之ニ比照シテ前科ナキヤ否ヤヲ審査センカ彼ノ
顔長キ方圓圓キ方眼黒キ方ト云フカ如キハ唯小説等
ニ於テ犯罪人ノ逮捕ニ効力アリシノミニテ實際ノ世
界ニハ未タ甚シキ効用アルヲ見サルナリ加之ナラス
此ノ如キ方法ハ唯熟練セル骨相家ノ獨リ能ク實行シ
得ル處ニシテ未タ各人一般ノ能クスル處ニアラサル
ナリ然ラハ寫眞保存法ニヨランカ前者ニ對スレハ稍
進歩シタルモノアレバ僅ニ其一部ヲ救正スルニ過キ
ニ供フルニ在リ而シテ身長頭長頭幅足指ノ長短ハ老

スシテ之ヲ全治スルニ足ラサルナリ之ヲ實例ニ徵ス
ルニ去ル十年間ニ巴里警察ニ集積シタル寫眞ノ葉數
ハ實ニ十萬枚ノ多キニ及ヒタリ從テ犯罪アル毎ニ一
々之ヲ檢査スルコト能ハサルヲ以テ極惡非道ノ犯罪人
モ時ニ初犯人ト認ナサレ初犯人ノ利益特免ヲ得ルコ
トナキニアラス故ニ寫眞法亦恃ムニ足ラサルナリ果シ
テ然ラハ之ヲ救済スルノ策ナキカ否今余カ述ヘント
スルモノ即チ其策ナリ此法一度行ハレテヨリ偽名手
段ノ如キモ亦何等ノ効力ナキカ故ニ多數ノ犯罪人ハ
其古手ヲ放棄シ遂ニ今日ニ至リテハ一ヶ月平均二三
人ノ外之ニ據ルモノナク此者ト雖モ管テ久シク巴里
ニ在ラサリシモノ若クハ特別ノ事情ニヨリ万一手僥
倖セントスルモノナラサルナシ

第二 前科ヲ證明スルノ方法

今余カ述ヘントスル方法ハ各犯罪人ノ骨格ヲ檢査シ
其長短大小ヲ計リ之ヲ帳簿ニ記載シ以テ後日ノ參考
三人モ亦遂ニ九人トナルヘシ即チ姓、年齡、長短、
廣狹、色合等身軀ノ骨格ヲ基礎トシテ順次區別スル
ハ十萬ノ大數モ遂ニ十ノ小數ニ減盡スルカ故ニ類
似者ノ寫眞ヲ檢査スルコトモ亦極メテ容易ナリ今右ノ
分類順序ヲ算數式ニテ説明スレハ左ノ如シ

廣狹、色合等身軀ノ骨格ヲ基礎トシテ順次區別スル
ハ十萬ノ大數モ遂ニ十ノ小數ニ減盡スルカ故ニ類
似者ノ寫眞ヲ檢査スルコトモ亦極メテ容易ナリ今右ノ
分類順序ヲ算數式ニテ説明スレハ左ノ如シ

壯ノ間ニ於テ甚シキ差異ナキヲ以テ檢査上最モ便利
ナルモノトス今去ル十年間ニ巴里ニテ蒐集シタル十
萬枚ノ寫眞ヲ基トシテ之カ分類ノ方法ヲ説明セン先
ツ男女ニ據テ之ヲ區別スルニ女囚ハ男ニ比スレハ其
數甚タ尠ナク僅ニ二萬人ニ過キサルヲ以テ殘餘ノ寫
眞八萬枚ハ則男囚ニ屬スル者ナリ猶此八萬人ヨリ二
萬人ノ幼者ヲ除クトキハ殘餘ノ六萬人ハ則チ壯年以
上ノ男子ナリトス之ヲ身長ノ長短ニヨリ大凡ソ三段
ニ區別スルハ長中短各二萬人トナル次ニ之ヲ頭ノ
長サニ從テ三段ニ區別スルハ長頭短頭中頭ノモノ
各六千人強トナル猶之ヲ頭ノ幅ニヨリ三段ニ區別ス
ルハ廣頭狹頭中頭各二千人強トナリ中指足及ヒ腕
ノ長短ニヨリ各之ヲ三段ニ區別スルハ先キノ二千
人ハ六百人トナリ二百人トナリ六十三人トナリ猶最
後ニ眼ノ色合ヲ七種ト定メテ之ヲ區別スルハ六十

之ヲ要スルニ相互ニ同様ノ身軀骨格ヲ有スル者ハ十
分分類順序ヲ算數式ニテ説明スレハ左ノ如シ

總數	100000
數	20000
數	80000
數	20000
數	60000
數	20000
數	6666
數	2222
數	740
數	246
數	82
數	11

ハ或

$$\frac{1000.000 - (20000 + 20000)}{3 \times 3 \times 3 \times 3 \times 3 \times 3 \times 7} = 11. +$$

万人中唯僅カニ二十一人許リナルカ故ニ一犯罪人ニシテ前科アリシヤ否ヤヲ知ラントスルニ右類似者十

一人ノ寫眞ヲ檢査スレハ以テ足ルモノトス唯少シク困難ナルハ長身ト中身若クハ中身ト短身トノ限界ニ

近キ身長ヲ有スルモノ、場合ニシテ身軀檢査ノ時チ異ニスルト同時ニ一分二分ノ差異ヲ生スル時ナリト

ス此ノ如キハ生長發達ノ盛ナル時若クハ老耄衰弱ノ時ニ於テ往々發見スル處ニシテ一年若クハ二年ノ間

ニ一分以上ノ差異ヲ現出スルコトハ敢テ奇絶ナリト云フヲ得サルナリ故ニ如此場合ニハ其前後ヲ搜索スル

コト必要ナリトス恰モ文字ノ畫ヲ確知セサル時ニ當リ字書ヲ繕キテ前後ヲ通觀スルコト必要ナルカ如シ然

此事タル最モ容易ナルノミナラス又速ニ之ヲ行フコト得ルモノニシテ普通ノ人ニテモ二三分位ニシテ能

ク之ヲ搜索シ終ルモノトス製帽者ハ三十二ノ雛形ヲ備ヘ製靴者ハ二十ノ標品ヲ要スルモ余コト在テハ唯大

メコムパスノ一端ヲ鼻橋ノ凹處ニ充テ他ノ一端ヲ以テ頭ノ背部ニ充テ此兩間ニ於テ最長ナル距離ヲ計ル

ヘシ此コムパスハ總テ螺釘ヲ以テ其弛張ヲ定ムルモノニシテ一ミリメートルト雖モ誤ラサルカ故ニ頭圓

ノ直經ヲ計ルニハ極メテ便利ナリトス余ハ之ヨリ既往ノ經驗ニ於テ得タル處ヲ論述センニ人々ノ頭ハ二

十歳以上ニ及フ時ハ其發達甚タ遲延ニシテ老壯ニ據テ多クノ差異ヲ生セサルモ身長ノ如キハ壯年ノ發達

ト共ニ身軀ヒ高齡ノ衰弱ト共ニ腰屈ミ長減スルモノトス又人々ノ間ニ存スル頭長ノ差異ハ三センチメー

トル即チ三十ミリメートル以上ニ及フコアルモ人々ノ間ニ存スル身長ノ差異ハ三センチメートル(一

メートル五十ヨリ一メートル八十)以上ニ及フコ甚タ稀ナリ又頭長短ヲ計ルニ當リテハ一ミリメートル

ト雖モ之ヲ欺クコトヲ得サルモ身ノ長短ヲ計ルニ當リテハ三センチメートル迄ハ之ヲ欺クコトヲ得ルモノト

中小ノ三標準アルノミ其計量ヲ行フニ至リテモ何人カ之ヲ行フモ誤謬ナキハ勿論被告人ニ於テモ決シテ計量者ヲ欺クコト能ハサルナリ

第三 計量器械ヲ用ユルノ方法及ヒ之ヨリ得タル結果ノ詳細

寫眞保存法ヲ行フニ當リテハ非常ノ經費ヲ要シタル

コアリシモ余カ主唱スル方法ヲ施スニ於テハ敢テ此等ノ憂ナク簡單ナル器械ノ些少ナル費用ヲ以テ足ル

モノトス即チ頭ノ長短廣狹ヲ計ルニハコムパスヲ用ヒ足及ヒ腕ニハ紐尺ヲ用ユルヲ以テ足レリトスルカ

故ニ其價兩者ヲ合スモ二十五フランクニ過キサルナリ

第一身長ヲ計ルニハ通常ノ場合ト等シク別ニ異ル處ナシト雖モ唯少シク之ヲ精密ニスルノミ但シ被告人

ヲ跪ニシ壁ニ據テ直立セシムルコトヲ要ス

第二頭ノ長短ヲ計ルニハ先チ被告人ヲ椅子ニ據ラシス故ニ身ノ長短ニ據テ犯罪人ノ分類ヲ行ハントスル

ハハ自然三センチメートルヲ基トセサルヘカラス即チ各人ノ間ニ存スル差異ノ三十センチメートルハ僅

ニ十二區別ヲ得ルニ過キサルモ頭ノ長短ヲ計ルニ當リテハ一ミリメートルト雖モ之ヲ誤ラサルカ故ニ

各人ノ間ニ存スル頭長ノ差異ノ三十ミリメートルハ之ヲ三十ニ區別スルコトヲ得ヘシ即チ頭ノ長短ニ據ル

方身ノ長短ニ據ルニ優ルヲ以テ分類上ヨリ論スル時ハ頭長ハ身長ヨリ便利ナル分類基礎ナリト云ハサル

ヘカラス又頭ノ直徑中指及足ノ長短ニ至リテハ各個人ノ間ニ於ケル差異ハ僅ニ數センチメートルニ止マ

ルカ故ニ之ヲ計ルコト最モ精密ナルヲ要ス

第三最大ノ頭幅ヲ計ルニハ頭骨ノ左右ヲ計ルコト頭長ノ如クスヘシ頭ノ長短ト廣狹トハ常ニ相比例セルカ

如クナレバ余カ經驗スル所ニ據レハ兩者必スシモ相比例スルモノニアラスシテ頭ノ長キ者必スシモ廣頭

ニアラサルナリ

第四左手ノ中指ハ壯年ト老年ノ間ニ其長短ニ變更ヲ見サルカ故ニ分類上ニハ其最長ヲ計ルコト最重要ナリトス則チ之ヲ屈指シテ手甲ト直角ヲナサシメ精細ニ之ヲ計ルハ一ミリメートルト雖モ誤マラサルカ故ニ被告人ニ於テ計量者ヲ欺クコトモ亦極メテ難シ尤モ之ヲ計ルニ當リテハ計量者ハ深ク被告人ノ爪ニ注意スルコトヲ要ス

第五尤足ノ最長ヲ計ルニハ先ツ被告人ヲ跪ニシ左ノ膝節ヲ屈曲セシメ唯左足ノミヲ以テ立タシムヘシ此計量ハ左手ノ中指ヲ計量スルノ法ニ及ハスト雖モ又二ミリメートル以上ヲ誤ルコトナシ

第六指極ハ通常身長ト同一ナリト云フト雖モ其實際ニ於テハ五、十、十五、若クハ二十センチメートル以上ノ多寡ヲ見ルコトアリ

第七眼色ハ之ヲ七種ニ區別シ得ルモ之ヲ誤ラサルニ多キニ及ヒ遂ニ第三年ノ十ヶ月間ニハ四百五十人ヲ發見セリ之ヲ國家一般ヨリ見ルハ公然道路ニ犯罪人ヲ捕縛スルト同様ノ結果ナルヲ以テ全人民ノ利益トナルモノ少ナカラスト云フヘシ故ニ之カ爲メ故ラニ身体検査ヲ司ルノ官吏三名ヲ雇ルモ敢テ損失ナリト云フヘカラサルナリ其司法事務ニ與フル利益ハ素ヨリ純然タル監獄事務ニ與フルノ利益モ亦少々ニアラサルナリ然レ若シ此方法ニシテ採用セラレサランカ偽稱者ノ本名ヲ知ランカ爲メ甚シク犯罪人ヲ拘留スルニ至ルヘシ今一人ヲ拘留スルノ時間ヲ假リニ百日ト見積リ毎年平均五百人ノ偽名者ヲ發覺シ得ルモノトスルハ一年五万日ノ拘留ヲ減シ從テ莫大ノ監獄費ヲ節減スルニ至ルヘシ此法豈ニ輕々ニ看過スルヲ得ンヤ

第四 偽名發覺ノ一例

犯罪人ハ通例其捕縛ニ逢フ毎ニ皆偽名ヲ用ユルカ故

ハ數日ノ實習ヲ要スルノ不便アリ故ニ計量上甚シキ必要アルヲ見ス

之ヲ要スルニ人身ノ諸部ハ皆必スシモ相平均比例スルモノニ非スシテ頭軀四支數々其長短大小ノ割合ヲ失フコトアリ或ハ短身ニシテ大頭大足ナルモノアリ或ハ長身ニシテ小足ナルモノアリ各人ノ間ニ存スル差異モ亦多キカ故ニ精密ナル計算ヲ以テ之ヲ比較スルハ右ニ述フルカ如ク十万人中僅ニ十人ノ相類似セルモノアルノミ此分類法ハ三年前ヨリ巴里府ニ於テ實行セル處ニシテ三万枚ノ寫眞ハ已ニ此方法ニヨリ其分類ヲ了ヘタリ然レ此方法ヨリ生スル利益ハ充分材料ヲ蒐集スルニ非サレハ之ヲ知ルコト能ハサルモノニシテ創法以來第二年ニ至リテ僅ニ其結果ヲ發見スルニ止マレリ然レ爾來益々其利益ノ増加スルヲ見ル則第一年ニ於テハ僅ニ四十九人ノ偽稱者ヲ發見セシニ止マルモ第二年ニ至リテハ其數二百四十一人ノ

ニ同人ノ爲メニ一葉ノ寫眞ヲ保存スルコト少シトセス故ニ此寫眞ノミニテハ其再犯ナルヤ初犯ナルヤヲ知ルコト頗ル難シ然レ今身体計量法ニ從フハ能ク之ヲ發見シ得ルモノトス今千八百八十四年十一月十三日當廳ニ護送セラレタルベルナルトノ一例ヲ舉ゲン素ヨリ偽名ナルカ故ニ因名錄ニ其姓名ノ存立セル所ナク且ツ被告人ニ於テ固ク前科ナキコト主張セリ於是其身軀諸部ノ検査ヲ行ヒシニ身長一メートル六十センチメートル頭長十八センチメートル七頭幅十六センチメートル三足長二十四センチメートルハ中指長十七センチメートル四眼色ハ栗色ニシテ綠黃色ノ眼眸ヲ有セリ余ハ前ニ身長ヲ第一トシテ四名錄ヲ検査スヘキ樣論シタリト雖モ之ヲ實驗シ徵スルニ身長ハ最モ精密ニ検査シ難キモノシテ人々ノ間ニ於テモ又同人ト雖モ時々差異アルヲ免カレス殊ニ罪人ノ如キハ故ラニ其軀ヲ屈曲シテ真正ノ長短ヲ計ラシメサ

ルノ工風ヲ爲スカ故ニ身長ヲ第一ノ基礎トシテ四名
録ノ調檢査ヲ行フハ甚タ順序ノ當ヲ得タルモノニア
ラサルナリ然レモ最モ變更ノ少ナキモノ即チ頭長指
長足長首チ先キニシ變更シ易キモノ即チ身長極眼色
等チ後ニスルハ大ニ搜索上ノ便利アルモノニシテ
二重ノ檢査ヲ要スルカ如キヲアラサルナリ今先ツ頭
長チ初トシテヘルナルドカ前科ノ有無ヲ搜索セシニ
同人ノ頭長ハ十八センチメートル七ナリ之チ寫眞箱
ニ徵スルニ頭長十八センチメートル三以下チ小トシ
十八センチメートル四ヨリ十八センチメートル九チ
中トシ十九センチメートル以上チ大トナスカ故ニ右
ヘルナルドナルモノハ中ノ部ニ屬スルモノナリ次ニ
之チ頭幅ニ徵スルニ二十五センチメートル二以下チ狹
トナシ十五、三ヨリ十五、八チ中トシ十五、九以上
チ廣トナスニヘルナルドハ十六、三ノ頭幅アルカ故
ニ廣ノ中ニ屬スル者トス次ニ之チ中指ノ長短ニ徵ス

第五 身軀檢査法ハ寫眞法ヨリ確實ナ ル基礎ナリ

ルニ十センチメートル、九以下チ短トナシ十一センチ
メートルヨリ十一センチメートル五チ半トナシ十一
センチメートル六以上チ長トナスニヘルナルドノ指長
十、四ナル故ニ短部ニ屬スルモノナリ如斯順チ追セ
テ之チ逐究スルニ遂ニ四五葉ノ相類似セルモノアル
ノミニシテ一シリメートルト雖モ相異ナラサル入物
チ發見スルニ至レリ依テ其姓名ヲ調ヘタルニ一千八
百八十四年十一月十三日即チ十六ヶ月以前ニセアジ
、レオボールドノ名義チ以テ捕縛セラレタル犯人ニ
シテ警察官ニ於テ最モ着目シ居タル極惡人ナルヲチ
發見セリ此他同様ノ方法ニヨリ發覺セラレタル極惡
人四十五名アリタリト云フ

ル基礎ナリ

今余カ主唱スル處ノ方法チ全國ニ適用セントスルモ
一般ノ人ハ寫眞チ必要ト信シ從テ巨額ノ費用ヲ要ス

ルカ如ク見做スカ故ニ經費上其實行チ危ムモノ少シ
トセス然レ能ク之チ經驗ニ徵スルニ最モ必要トスル
處ハ身軀骨格ノ檢査ニ在リ寫眞ハ唯其一小部分ノ助
勢ニ過キサザル故ニ寫眞チ全廢スルヲ難キニ非サル
ナリ加之ナラス同一人ノ寫眞ト雖モ數枚ノ間ニハ皆
相異ナル處アルモノニシテ朝夕快晴曇時ト共ニ同一
樣ノ像チ遺サルモノナリ現ニ余カ經驗セル巴里ノ監
獄ニ鑒ルニ一人ノ寫眞師カ同一ノ工場ニ於テ同一ノ
器械チ用ヒテ成ルヘク朝同一ノ時間チトシテ同一犯
罪人チ寫シタルニ猶皆同一樣ナルチ期スルコト能ハ
ス故ニ若シ右ノ諸條件ニシテ皆相異ナルニ至ラハ余
ハ亦其寫眞ノ相異ナル處ニ於テ底止スル處ナキチ疑
ハスンハアルヘカラス現ニ余ハ或ル犯罪人調査ノ場
合ニ於テ同一人ニ付キ二樣ノ寫眞チ見ナカラ猶其相
同シキモノナルヲ認ムル能ハスシテ唯身軀檢査
ノ決果報告チ見テ僅ニ其同一ナルコトチ知リ得タル

アリ是チ以テ之チ見ルニ寫眞ハ調査ニ非常ノ要ナ
クシテ反チ身軀檢査法チ以テ切要ナリト云ハサルチ
得ス又側面ノ寫眞ハ正面ノ寫眞ニ比スレハ鼻ノ格好
額ノ樣子耳ノ形チ善ク表彰セルカ故ニ側面寫眞チ贊
成スル人アリト雖モ寫眞ハ右ニ述ヘタルカ如ク寫眞
ノ時ト寫眞師トヨリテ同一人ニ就キ同一樣ノ寫眞チ
表セサルノミナラス髮ノ長短髭ノ有無格好等ニヨリ
數々異樣ノ像形チ同一人ニ付スルカ故ニ證明上ヨリ
見ルハ寫眞ハ唯僅ニ一部ノ効用チナスニ過キス巴
里ニ於ケル監獄官ハ數年ノ經驗ニヨリ犯罪人ノ骨相
チ見ルコトニ熟練セシモ今ニ至リテハ身軀檢査法ノ
正確ニシテ一ミリメートルモ錯ナキチ認知シタルチ
以テ全ク數字ノミニ依頼シテ容貌チ棄擲スルニ至レ
リ猶此外ニ犯罪人ハ大ニ其寫影セラルハチ嫌フト雖
モ身軀檢査ニ至リテハ容易ク其計量チ承諾スル便アリ
故ニ全ク此身軀檢査法チ用ユルトセハ寫眞ノ用ナ

キカ故ニ寫眞ニ代ユルニ犯罪人ノ姓名身軀諸部ノ大
小長短ヲ明記セル符標ヲ備ヘ置クヲ以テ足レリトス
而シテ此方法ノ正確ニシテ前科ノ證明ニ有効ナルハ
檢査法ニ據テ得タル證據ニヨリ直ニ其前科ヲ責問シ
タルニ被告人其不意ニ驚キタルコアルヲ以テモ知ル
ヘシ

第六 分類ノ基礎ニ定限ナシ

然ルニ論者アリ成程八万人ノ人數ヲ以テ論スルハ
右ノ如キ好決果ヲ得ルコアルモ是レ畢竟犯人ノ數少
ナルカ故ナリ然レモ之ヲ大ニシテ三十万乃至百万人
多キニ至ルハ到底其實行時期難カルヘシト然レ
余カ據ラントスル處ノ分類基礎ハ之ヲ幾許ニモ増加
シ得ルモノニシテ右ニ述ヘタルモノ、外猶之ヲ耳ノ
長短廣狹胸ノ廣狹各指ノ長短等ニ據ルニ於テハ幾百
万ノ犯罪人アルモ之カ分類ヲ密ニスルコト敢テ難カラ
サルナリ或ハ年代ニ據テ犯罪人ヲ分類スルモ亦一種

年期ニ分類スルハ檢閱ヲ反覆スルカ如キ困難ナリ
索引ノ運ヒテ速カニシ時間ヲ省クニ至ルヘキナリ余
ハ猶茲ニ最良ノ基礎アルヲ知ル何ヲヤ各人カ有スル
黑痣斑點創痕癩等是ナリ此種ノ痕跡ハ最モ證明ニ便
利ナルモノニシテ似人多シト雖モ二人トシテ同一ノ
痕跡ヲ同處ニ有スルモノアラサルヘシ加之ナラス之
ヲ檢査スルコトハ何人モ能ク成シ得ル處ニシテ敢テ專
門家ヲ要セサルナリ又此痕跡ハ數年ヲ經過スルモ容
易ニ消滅スルモノニアラサルカ故ニ或ハ之ヲ遠方ニ
報スルニ當リテモ電報ヲ以テ充分ニ之ヲ通知シ得ル
ノ便アリ故ニ能ク之ヲ利用スルニ於テハ遙ニ身軀諸
部ノ檢査法ニ優ルコアルヘシ

第七 製帽者雛形及ヒ身軀檢査法ノ採用並

ヒニ其適法ナルヤ否ニ關スル反對說
ノ答辨

反對論者ハ余カ指定シタル分類基礎ヲ以テ過多ナリ

ノ便法タルヘシ即チ一千八百三十年ヨリ同三十九年
迄チ一期トシ四十年ヨリ四十九年迄チ二期トシ順次
十年ヲ以テ一期ト爲シ其期限内ニ生シタルヲ其内ニ
編入スルカ如キニ至ラハ余亦分類基礎ノ盡クル處ア
ルヲ知ラサルナリ唯是レヨリ生センコトヲ恐ル、モノ
ハ犯罪人カ其生年ヲ偽リタルモ二重ニ目錄ノ索引ヲ
ナスノ嫌アリト雖モ直ニ此不便ヲ以テ其固有ノ大利
益ヲ消滅セントスルカ如キヲ欲セサルナリ又此期限
内ニ編入セル人名ナレハ順ニ記載シ同姓ヲ并別ス
ル方法ヲ用ユルコトモ亦敢テ妨クル處ナキナリ巴里府
ニテハ姓名錄ヲ作りテ同姓ノ者ヲ編入スルコトヲ務メ
タリシニ同姓ノ者増加スルニ從ヒマルタン、シエボ
アジョウラレ等ノ部ハ非常ノ厚キヲ致シ殆ト其專門家
ヲ作りテ之ヲ檢セシムルニ非サルヨリハ之ヲ發見ス
ルコト難ク殊ニ二三十年來モ經過スルハ殆ト之ヲ發
見スル能ハサルコトアリ然レモ右ニ述ヘタル如ク之ヲ十

トシ佛國ハ勿論世界何レノ國ニ至ルモ此ノ如ク多ク
ノ基礎ヲ要スルコトナシト云ヘリ余ハ此反對說ニ對シ
テハ敢テ異議ナク益々分類基礎ノ少ナカラシムコト欲
スト雖モ先ツ其初ニ立ツテハ成ルヘク之ヲ多クシ實
驗數年ノ後ヲ待テ其不要ニ屬スルモノヲ省クヲ以テ
上策ト信スルナリ固ヨリ不用ニ屬スルカ加キモノヲ
初メヨリ省クハ容易ナレモ其果シテ不用ナルヤ否ヤ
ヲ知ルハ四五年ノ實驗ヲ經ルニ非サレハ能ハス又製
帽者ノ雛形ハ能ク頭形ノ最少額ヲ示スニ足ルモノナ
リトテ之ヲ余ニ薦ムルモノアリ然レモ此雛形タルヤ
隨分高價ノ機械ナル上ニ余カ知り得ント欲スルモノ
ハ各犯罪人カ頭ノ方圓ニ非スシテ精細ナル大小長短
ノ量數ニ立ルカ故ニ此雛形ノ如キ變換シ易キモノヲ
用ユルハ到底尺量ヲ用ルノ優レルニ如カサルナリ余
ハ別ニ計量スヘキモノヲ多クシ或ハ更ニ之ニ換ルノ
必要ナキヲ信スルノミナラス今別ニ計量セント欲ル

處ニシテ吾人ノ胸邊ニ浮ヒ出ルモノハ多少ノ禁處タルヲ覺ユルナリ彼ノ肩幅ノ如キハ各計量者ノ見込次第ニテ其人ノ肥臍如何ニヨリ多少ノ差異アルヲ免カレス或ルハ其昔人々ノ賞賛シタル股間ノ廣狹腰ノ長短鼻ノ高下等ヲ勸ムル者アレバ此法タルヤ犯罪人ノ好マサル處ナルノミナラス計量者自ラモ亦甚タ進マル處ニシテ時ニ或ハ傳染病ノ媒介トナルヲ保セス或ハ文身烙印法ヲ勸ムルモノアレバ如此ハ野蠻時代ニ行ハレタル魔法ヲ再興スルモノニシテ我輩ノ最モ好マサル處ナルノミナラス特別ノ規定ナキ以上ハ之ヲ實行スルヲ能ハサルナリ故ニ今余カ研究スヘキモノハ唯臍格上ノ検査法アルノミニシテ法律上之ヲ強要シ得ヘキヤ否ヤ及ヒ其手段ノ如何ハ最モ攻究スルノ價值アルモノトス佛國ニテハ此計量法ヲ監獄則ノ中ニ編入シ監獄官之ヲ執行シテ身分帳簿ノ中ニ記スルモノトス今日ニ所謂長キ幾寸幅幾寸ト云フカ如

附 錄

○消防原論 (承前)

明シテ曰フニ空氣中ニ又活氣ト云ヘル純粹ノモノヲ含メリ活氣ト云フモノハ「ヒロギストン」ヲ含有セズ故ニ常ニ「ヒロギストン」ト結合セントシテ引力極メテ大ナリ物体ガ燃ユルトキハ此ノ活氣ガ引力ヲ逞フシテ物体中ノ「ヒロギストン」ヲ奪ヒテ自ラ結合スルノ時ナリ

「ヒロギストン」ヲ物体中ヨリ追ヒ出スコトヲ得ルト同シク又之ヲ物体中ニ驅入スルコトヲ得ルモノナリ今例ヘバ熱セラレテ「ヒロギストン」ノ多少ヲ失ヒ却テ重量ヲ増シタル所ノ金屬ノ一片ヲ取り之レチ炭ノ如キモノト一所ニ熱スル時ハ炭ノ中ノ「ヒロギストン」ハ其ノ金屬ノ中ニ入リテ之レヲ再ヒ重量ヲ減セシムト云ヒタリ其ノ他種々ノ實驗ヲナシ來リシニ皆ヨク此ノ說ノ如クナリタルヲ以テ万有學上ノ元則ナリト信セラレタリ去レテ未ダ「ヒロギストン」ナルモノハ人工ヲ以テ造ルコト能ハヌ又タ發見スルヲモ能ハザルモノトナセリ然ルニ後遂ニ水素ガ發

キハ其昔顔圓キ方口大ナル方ト云ヒタルニ等シク皆身軀諸部ノ説明タルニ外ナラサルカ故ニ昔ノ説明方ヲ許シ來リタル以上ハ今日ノ説明方モ亦之ヲ許スニ於テ何ノ妨カアル然レバ甚シク法律ノ解釋ヲ嚴密ニスルノ國ニ在テハ此方法ヲ用ヒテ身體ヲ検査スルヲ頗ル困難ナリトス故ニ此ノ如キ場合ニ於テ長ク犯罪人ヲ繋留シ其前科ノ自白ヲ待ツカ或ハ身體検査ニ同意スルヲ待ツカ或ハ直ニ其嫌疑ノ事柄ニ付キ審問スルカノ二法アルノミ其之ヲ審問スルノ場合ニ於テ被告人免訴トナルキハ素ヨリ身軀検査法ヲ用ユルノ時機ナシト雖モ大抵ノ場合ニ於テハ有罪ト認メラルカ故ニ其言渡ノ後愈々監獄ニ入ルノ際其身軀ヲ検査スヘシ而シテ其際前科アルヲ發見スルキハ直ニ之ヲ檢事ニ告訴シテ再審ヲ開カシメ以テ幾分ノ救済ヲナサシムヘシ

第八 監獄ニ關スル列國ノ問題

見セラレタリ此ノ水素ナルモノハ空氣ヨリモ輕ク常ニ上昇セントスルノ傾アリ酸化金屬ニ結合シテ性質ヲ復シテ酸化前ノモノトナシ重量ヲモ再ヒ輕カラシムルガ故ニ是コソ眞ニ「ヒロギストン」ナリトセリ後十八世紀ニ至リ酸素ガ發見セラレタリシガ「スタール」論徒ハ之ニ附スルニ火氣ト云フ名ヲ以テシ「ヒロギストン」ト結合シテ物ノ燃燒作用ヲ行ナウモノトセリ

是即チ「スタール」論派ノ火ヲ説明セル大畧ナリ此ノ如キ忘説ハ一見能ク重大ノ問題ヲ平易ニ説キ來リシヲ以テ勢力ヲ逞シウシ世ヲ舉ケテ五里霧中ニ迷ヒ出サントセシ時ニ大眼ヲ具タル「ラボアジエー」氏ハ遂ニ此迷世ノ救済主トナレリ其說ノ完備セルハ紀元千七百九十五年其燃燒法則ハ今日化學ノ基トナルモノナリ當時「スタール」論徒ハ百方之ヲ駁撃セシドモ「ラボアジエー」ガ事々物々之ヲ實理ニ照シ一法一則モ之ヲ實驗ニ徴シタル其ノ論鋒ハ當リ兼不遂ニ之ニ數歩ヲ譲ラザルヲ得ザルニ至レリ「ラボアジエー」ノ說ト雖ドモ今日理學ノ進步ヨリ之ヲ見レバ笑フ可キコト又少ナカラズ去レドモ大畧ハ能ク今日ノ理學ニ適合セルモノナリ今其說ヲ畧述

セシ
宇宙ノ万物ハ之ヲ分拆シテ多少ノ元素ニ復歸スルヲ
得、元素ノ數凡ソ六十アリ（吾人ハ今日已ニ六十
八元素ヲ知ル）酸素、水素、窒素、金銀銅鐵ノ如キ
皆是レ元素ナリ如何ナル元素モ皆多少酸素ト結合ス
ルヲ好ムノ性アリ今或ル機會ヲ以テ此結合力ヲ實
行セシ時即チ燃燒作用トナル故ニ物一タビ燃ユレバ
燃エタル後ニ生シタル物質ノ總量ハ初メノ重量ニ比
シテ較大ナルベシ其大ナル丈ケノ重量ガ加合シタル
酸素ノ重サナリ今例ヘバ蠟一本ヲ點火シ見ルニ數十
分ノ後殘ルモノハ殆ンド無ク只僅カ燃エ盡ザル蠟塊
ヲ見ルノミ去レハ是蠟燭ノ物質全ク消滅シタルニ非
ラズ初メ蠟燭ヲ成セル元素中炭素ハ空氣中ノ酸素ト
其加合力ヲ實行シ燃燒作用ヲ成就シタルノチ炭素瓦
斯ト云氣体ノモノトナリテ飛散シ水素ハ同ジク酸素
ト加合シテ水蒸氣トナリテ亦空中ニ散乱ス今若シ
此炭酸瓦斯ヲ水蒸氣ヲバ一モ通スコトナク之ヲ捉ヘ
其量ヲ知リ之ニ燃ユ殘リタル蠟塊ノ量ヲ加フル時ハ
其量ハ初メノ蠟燭ノ量ヨリモ大ナルベシ是レ即チ空
氣中ヨリ奪ヒタル酸素ノ量ニ基キモノナリ其他如何
ナル場合ニテモ同様ナリ決シテ「スターム」論徒ノ

云フ如ク「ヒロギストン」ガ無クナリタル爲ナドニ
ハアラズ
元來火ト云フモノハ燃燒作用ノ起ル時即チ元素ガ酸
素親加作用ヲ實行スル時ニ於テ其形ヲ見ワシ目ニモ
見エ手ニモ感ズルモノナレトモ、火ヲ發生スベキ一
群ノ元素ハ各燃燒物ト之レヲ圍繞スル所ノ空氣ヲバ
合成スル元素ノ間ニ於テ其形ヲ潛メ結合力ヲ實行ス
ルノ機會即チ發火ノ機ヲ待ツモノナリ
各元素ハ酸素ニ對スル時ノミナラス相互ニ對シテモ
亦親加力アリ其ノ力ヲ行フテ各種ノ物質ヲ組成スル
モノナリ今沃素ト水素ト相接スル時ハ加合シテ沃土
酸トナルナリ沃素ト水素ト親加力ナキモノナラバ何
程相接スルモ加合スルコトナシ即チ沃土酸ナル新物
体ヲ組成スルコトナシ此ノ親加力ニモ又大小アリ甲
ト乙トノ親加力ハ甲ト丙トノ親加力ヨリ大或ハ小ナ
ルヲアルヘシ今是ガ小ナル場合ニ於テハ假令甲ト乙
ト加合シテ或物体ヲ組成シタルト雖丙來リテ之レ
ニ接スルニ遭ヘバ甲ハ乙ヲ去リ丙ト加合シ別ナル新
物体ヲ組成ス譬バ水素ハ沃素ニ於ケルヨリモ鹽素ニ
於ケル方親加力大ナルガ故ニ沃土酸ニ鹽素ヲ接スル
時ハ水素ハ沃土ヲ去リ鹽素ト加合シ新ニ鹽酸ヲ作ルナ
ナリ然ラバ如何ナル場合ニ此ノ兩素ハ其ノ加合体ヨ
リ分離セラル、ヤト云フニ前段已ニ述タルガ如キ道
理ニ因リ光素及ヒ熱素ト加合シタル酸素一口ニ申セ
バ酸素氣ガ他ノアル物体ニ接シタリトセン此ノ物
体ヲ成セル元素ノ酸素ニ對スル親加力ハ酸素ガ光素
及ヒ熱素ニ對スル親加力ヨリ大ナル時ハ酸素ハ此光
素熱素ヲ去リ之ヲ分離シ進ンテ新來ノ元素ト加合ス
ベシ去レトモ此ノ元素ノ方ヨリ云ヘバ如何ナル場合
デモ己レノ組成セル物体ヲ辭シテ酸素ト加合スルト
限ルコトヲ得ズ、必ヤ先ヅ之ニ加合ノ好機會ヲ與フ
ベキナリ好機會トハ何ゾヤ先ヅ物体ヲ熱シテ其ノ元
素ノ間ヲ離間シ酸素ヲシテ容易ニ之ニ侵入スルコト
ヲ得セシムベキナリ例ヘバ一盆ノ油アリ油ハ皆水素
炭素等ノ加合物ナリ水素モ炭素モ何レモ皆酸素ニ對
シテ大ナル親加力ヲ有スルモノナリ去レトモ其ノ好
機會ヲ得ザレバ敢テ加合ノ作用ヲ遂ケル能ハザルナ
リ今若シ一片ノ附木ニ火ヲ點シ油ノ上ニ持テ來タセ
バ如何、一片ノ火熱能ク水素ト炭素ト結合力ヲ弛ル
メ漸々其ノ間ヲ離間シ水素ハ水素、炭素ハ炭素ト各
別々ニ游離セントスルガ如キ傾キヲ生セシム此ノ時
ニ乘シ之ヲ圍繞セル空氣ニ在ル酸素氣中ノ酸素ハ直

此ノ如ク元素ガ或ハ別離シ又タ或ハ加合スルコトヲ
化學作用ト云フ、此化學作用ガ急烈ニ起ル時ハ光ト
熱トヲ生ズ此二物ノ加合ヲ火ト云フ是レ即チ「ラボ
アジエ」發見、火ノ定義ナリ、是レ迄ノ義論ハ今
日理學ノ論スル所ト同シ後段ニ至リ光素熱素云々ヲ
以テ火ノ本ノ説明スル事大ニ其理ヲ誤テリ
「ラボアジエ」尙ホ曰ク火ハ何ゾヤ光素ト云フ
モノト熱素ト云フモノトガ相加合シテ火トナルナリ
空氣ハ四分ノ窒素氣及ヒ一部ノ酸素氣ヨリ成ル窒素
氣トハ窒素ニ光素及ヒ熱素ノ加合セルモノナリ酸素
氣トハ酸素ニ光素及ヒ熱素ノ加合セルモノナリ熱素ト
光素ト加合スル時ハ即チ火ナリ而シテ此火ニ於テハ
吾人ハ只光素ノミヲ感スルコトアリ又熱素ノミヲ感
スルコトアリ又此ノ二素ハ他ノ物質ト加合シテ居ル
時ハ例ヘバ窒素ト加合シテ窒素氣トナリ酸素ト加合
シテ酸素氣トナリ居ル如キ場合ニ於テハ決シテ五官
ニ觸ル、コトナシ吾人ハ嚴密ノ時眞黒ノ暗室ニ坐ス
ルモ吾人ハ常ニ弘大無量ノ光素及ヒ熱素ニ圍繞セラ
ル、ナリ唯其光素及ヒ熱素ノ存在ヲ感ズスル時ハ此
二物ガ其加合体ヨリ分離セラレテ光又ハ熱トナル時

云フ如ク「ヒロギストン」ガ無クナリタル爲ナドニ
ハアラズ
元來火ト云フモノハ燃燒作用ノ起ル時即チ元素ガ酸
素親加作用ヲ實行スル時ニ於テ其形ヲ見ワシ目ニモ
見エ手ニモ感ズルモノナレトモ、火ヲ發生スベキ一
群ノ元素ハ各燃燒物ト之レヲ圍繞スル所ノ空氣ヲバ
合成スル元素ノ間ニ於テ其形ヲ潛メ結合力ヲ實行ス
ルノ機會即チ發火ノ機ヲ待ツモノナリ
各元素ハ酸素ニ對スル時ノミナラス相互ニ對シテモ
亦親加力アリ其ノ力ヲ行フテ各種ノ物質ヲ組成スル
モノナリ今沃素ト水素ト相接スル時ハ加合シテ沃土
酸トナルナリ沃素ト水素ト親加力ナキモノナラバ何
程相接スルモ加合スルコトナシ即チ沃土酸ナル新物
体ヲ組成スルコトナシ此ノ親加力ニモ又大小アリ甲
ト乙トノ親加力ハ甲ト丙トノ親加力ヨリ大或ハ小ナ
ルヲアルヘシ今是ガ小ナル場合ニ於テハ假令甲ト乙
ト加合シテ或物体ヲ組成シタルト雖丙來リテ之レ
ニ接スルニ遭ヘバ甲ハ乙ヲ去リ丙ト加合シ別ナル新
物体ヲ組成ス譬バ水素ハ沃素ニ於ケルヨリモ鹽素ニ
於ケル方親加力大ナルガ故ニ沃土酸ニ鹽素ヲ接スル
時ハ水素ハ沃土ヲ去リ鹽素ト加合シ新ニ鹽酸ヲ作ルナ
ナリ然ラバ如何ナル場合ニ此ノ兩素ハ其ノ加合体ヨ
リ分離セラル、ヤト云フニ前段已ニ述タルガ如キ道
理ニ因リ光素及ヒ熱素ト加合シタル酸素一口ニ申セ
バ酸素氣ガ他ノアル物体ニ接シタリトセン此ノ物
体ヲ成セル元素ノ酸素ニ對スル親加力ハ酸素ガ光素
及ヒ熱素ニ對スル親加力ヨリ大ナル時ハ酸素ハ此光
素熱素ヲ去リ之ヲ分離シ進ンテ新來ノ元素ト加合ス
ベシ去レトモ此ノ元素ノ方ヨリ云ヘバ如何ナル場合
デモ己レノ組成セル物体ヲ辭シテ酸素ト加合スルト
限ルコトヲ得ズ、必ヤ先ヅ之ニ加合ノ好機會ヲ與フ
ベキナリ好機會トハ何ゾヤ先ヅ物体ヲ熱シテ其ノ元
素ノ間ヲ離間シ酸素ヲシテ容易ニ之ニ侵入スルコト
ヲ得セシムベキナリ例ヘバ一盆ノ油アリ油ハ皆水素
炭素等ノ加合物ナリ水素モ炭素モ何レモ皆酸素ニ對
シテ大ナル親加力ヲ有スルモノナリ去レトモ其ノ好
機會ヲ得ザレバ敢テ加合ノ作用ヲ遂ケル能ハザルナ
リ今若シ一片ノ附木ニ火ヲ點シ油ノ上ニ持テ來タセ
バ如何、一片ノ火熱能ク水素ト炭素ト結合力ヲ弛ル
メ漸々其ノ間ヲ離間シ水素ハ水素、炭素ハ炭素ト各
別々ニ游離セントスルガ如キ傾キヲ生セシム此ノ時
ニ乘シ之ヲ圍繞セル空氣ニ在ル酸素氣中ノ酸素ハ直

チニ水素ヲ提ヘテ水ヲ作り炭素ヲ提ヘテ炭酸ヲ作り
光素及ヒ熱素ヲシテ游離セシムルナリ是故ニ油ノ燃
ユルヤ炭酸瓦斯モ出來、水モ出來又火モ見ハル、ナ
リト是即チ「ラボアジョエ」ノ燃燒作用ノ説明ナリ
是ノ燃燒作用ガ愈急激ニ起ル時ハ愈多クノ火ヲ發ス
ルモノナリ

是迄ハ「ラボアジョエ」ノ教エタル所ニシテ其說ノ
大ニ近世理學ノ說ニ似タルヲ見ルナリ「ラボアジョ
エ」ノ說ハ先ヅ此位ニテ止メ次段ニ於テ今日理學ハ
火ハ何物ゾヤト云ヘル一大問題ナリ如何ニ答フルヤ
見ントス

今火ハ如何ナル者ナリヤト其本体ヲ論スル前ニ先ヅ
火ハ如何ナル理ニヨリ發出スルモノナルヤヲ述ベシ
之ヲ說クニハ少シク高尙ノ事ニ涉レテ今日理學ノ大
綱領タル勢力不滅ノ說ヲ明ニシテ而シテ後本問ニ立
チ入ルベシ
宇宙ノ現象ハ千差万別ナリト雖モ皆是勢力ノ變化ノ
外ナラザルナシ勢力ニ數多アリ

靜勢力 動勢力

分子間張力

即チ地上ニ落チテ地面ヲ擊ツト云フ仕事チナスベキ
力アリ去レテ今ハ屋根ニ支ヘラレテ其ノ勢力ハ靜謐
ノ有様トナリテチタル其存在チ知ルハ其石ガ屋根ノ上
ニ與フル壓力ヲ以テスベキナリ

今此石ガ支障ヲ離レテ地ニ落ツルヤ今迄靜謐ナリシ
勢力ハ運動ノ有様トナリ明カニ其勢力ノ存在チ覺知
スベキナリ是即チ動勢力ナリ

此石ガ既ニ地上ニ到着スルヤ石ハ其動ヲ止ム即チ動
勢力ハ其ノ形ヲ變シタルモノナリ其形ヲ變シテ何ノ
勢力トナリタルヤト云フニ熱勢力トモナリ光ノ勢力
トモナル夫ハ落タル石ト地面トノ間ニ生スル熱又ハ
光花ヲ以テ知ルベシ、此時又音ヲ發シ電氣ヲ發スル
ヲアルベシ去レバ此石ノ初メ有セル靜勢力ハ今ヤ即
チ、熱、光、音、電氣等ノ諸勢力ニ變化シ、其靜勢
力ノ強度ハ變化セラレタル後ノ諸勢力ノ強度ノ如キ
ト正ニ等シカルベシ、

又彼ノ電氣ナルモノハ何物ナルヤト云フニ海水ガ大
陽ノ熱ノ爲メニ蒸氣トナリ上昇シテ中天ニ至リ冷氣
ニ遭テ再び凝結シ異種ノ電氣ヲ生ス此レハ平衡ヲ得
ント欲シ相加合ス此ノ時此ノ蒸發氣ニツ、マレタル
一雲ノ間ニ在ル一空氣ハ激烈ニ振動セラレテ音トナ

光勢力 熱勢力 電勢力 磁石勢力 音勢力 學勢的化力

其他猶詳細ニ分別スルヲ得ベシト雖モ累ワシキガ
故ニ之レヲ畧ス

是等ノ勢力ハ一タビ起ル時ハ決シテ滅スルヲナク間
々或ハ滅シタル如ク見ユルコトアルモ是他ノ勢力ニ
變化シタルモノナリ是ヨリ又變化シテ再び元ノ勢力
ニ復スルヲ得ベシ一箇ノ勢力ハ其一部ヲ變化シテ
他ノ勢力トナルコトアリ又全ク他ノ勢力ニ變化スル
コトアリ又只一箇ノ勢力ニシテ變シテ數多ノ他ノ勢
力トナルコトアリ數多ノ勢力變化ノ只一箇ノ勢力ナ
ルコトアリ何レノ時ト雖モ變化シタル後ノ勢力ノ如
キハ初メノ勢力ニ等シキモノナルコトヲ記スベシ勢
力トハ仕事チナスベキ力ト云コトニテ此仕事チナス
ベキ力其ノ形ヲ潜メテ一見其存在チ疑フ如キ時アリ
之ヲ靜勢力ト云フ例ハ屋上ニアル一箇ノ石ノ如シ此
石ヤ地球ノ引力ニヨリテ地上ニ落チントスル傾アリ

リ所謂雷聲ヲ生シ又熱セラテ光トナリ所謂電火ト
ナル余ガ輩ハ先ニ如何ナル現象デモ皆チ是レ勢力ノ
變化ナリト云ヒタリ然ラバ此ノ現象ハ如何ナル勢力
ガ如何ニ變化セシモノナルヤヲ述ベン初メ海水ノ大
陽ノ熱ニ遭フヤ流体ノ水變シテ流体ノ蒸發氣トナ
リ水ノ分子ハ非常ニ其ノ間隙チ大ニスルヲ以テ少
量ノ水膨大シテ多量ノ水蒸氣トナルベシ、是レ即チ
初メ太陽ヨリ受ケタル丈クノ熱勢力ハ變シテ分子張
力トナルナリ、中天ノ空氣ノ冷カナルニ遭フテ水分
子ハ再び其ノ間チ收縮シテ再び元ノ流体トナラント
ス是ニ至リテ今迄水ノ有セシ分子張力カ多少變シテ
電氣勢力トナルナリ此ノ電勢力ハ變シテ光ノ勢力ヤ
音ノ勢力トナルナリ此ノ兩勢力ハ亦八方エ分散シテ
其勢力チ他ニ傳ヘ他ノ勢力ニ變化シ永遠無窮消滅
スルコトナキナリ、其他汽車ハ熱勢力ヲ變シテ動勢
力トナスノ例ニシテ電燈ハ電氣勢力ヲ變シテ光ノ
勢力トナスノ例ナリ、此ノ如ク種々ノ場合ニ就テ考
フレバ勢力變化ノ事ハ容易ニ之ヲ知ルコトヲ得ベ
シ、
然ラバ則火ハ如何ナル勢力ノ如何ニ變化シタルモノ
ナルヤ吾人ノ通常火ト稱スルモノハ熱勢力ト光勢力

同時ニ發現セルモノヲ云フ而シテ此熱勢力ト光勢力トハ動勢力ノ變化ニ基クコトアリ燧石ヲ打テ合セテ發スル火ノ如キ之レナリ電氣勢力ヨリ發スルコトアリ電火、電燈ノ如キ此ノ例ナリ而シテ吾人最モ善ク普通ニ用ユルノ火ハ物ノ燃燒ニ基クモノニシテ化學的勢力ノ變化ヨリ來ルモノナリトス今一箇ノ木片ヲ取りテ之レヲ机上ニ置クト想像セヨ木ノ重ナル成分元素ハ即チ炭素、酸素、酸素ナリ今此ノ炭素ニ就テ別ニ考フルニ此ノ炭素、空氣中ニ游離スル、空氣容量五分ノ一ヲ成セル、酸素ト、結合セントスルノ傾キアリ然レトモ相結合スベキ好機會ヲ得ス恰モ屋根ニ支エラレテ落ツルコト能ハザル石ガ靜勢力ヲ有スルガ如ク此ノ炭素ト酸素ト間、化學引力ハ未ダ其ノ形ヲ見ワサズ唯ダ靜狀化學的勢力ト云ヘル勢力ヲ有スルナリ今他ヨリ一片ノ火焰ヲ以テ之レニ接シ加合ノ機會ヲ與フル時ハ此ノ兩素直ニ加合テ初メ今迄有セシ靜狀化學的勢力ハ動狀ノ化學的勢力トナリ漸々其ノ力ヲ變シテ熱勢力及ヒ光勢力トナルナリ時トシテハ熱勢力大ニ發シテ光勢力甚ダ少ナキコトアリ又タ或ハ光勢力ノミ盛ニシテ熱勢力ノ出現微々タルコトアリ水素加合ノ時ノ如キハ光勢力ノ現ルハコ

ト極メテ微ニシテ吾人ハ僅ニ其ノ光ヲ認ムルガ如シト雖トモ熱勢力ノ發スルコト非常ニシテ吾人ノ作リ得ル熱度中最モ強大ナルモノトス水酸兩素加合ノ時爆烈ノ如キ音ヲ發ス是レ化學的勢力ノ一部ハ音ノ勢力ニ變化セシナリ、吾人ハ再ヒ前說ヲ繰返シテ言フソトス吾人ノ通常火ト云トコロノモノ即燃燒作用ニ因リテ起リタル所ノ火ノ化學的勢力ノ變シテ熱勢力及光勢力トナリタルモノナリト、次ニ火ノ本体ヲ論セントス火ニ枯木又ハ油ヲモス時ノ如ク火焰ヲ發スルモノアリ又タ鐵ヲ熱シタル時ノ如ク何程熱スルモ只輝クノミニシテ焰ヲ發セザルモノアリ是只加合ノ結果ガ氣體ナルト固体ナルニ基ク木又ハ油ヲ燃ス時ハ化學上加合ノ結果ガ炭酸ノ如キ氣體ノモノトナルガ故ニ焰アリ鐵ノ場合ニテハ酸化鐵ト云固体ノ物ガ出來ルガ故ニ火焰ヲ發セザルナリ即火焰ノ火ハ瓦斯ガ光リタルナリ火焰ナキ火ハ固体ガ輝キ居ルナリ今詳ニ火焰ノ組織ヲ考フルニ三段ノ層アリ第一中心ニ暗キ部分アリ是レ、燃燒物ヨリ引出サレタル瓦斯ガ未ダ空氣ノ酸素ト加合テ初メサル所ニシテ第一

ニ置ケバ直ニ消ユルヲ見ルベシ是レ鐵片ノ爲ニ熱ヲ吸ヒ取ラル、爲メナリ今又タ一片ノ炭ヲ置キ水吞ヲ倒ニシテ之ヲ蓋ヒ外氣トノ流通ヲ塞グ時ハ、水吞中ノ酸素盡ク炭火ノ爲メニ吸ヒ盡サル、ヲ待タズシテ火ハ消ユベシ何トナレバ火ハ尤モ善ク純粹ノ酸素中益燃ヘ空氣中ニハ較其ノ勢ヲ減ジ酸素ニ少ナキニ從テ燃ヘ方愈微弱トナルモノナリ、然ルニ今水吞中ニ於ケル酸素ハ刻一其ノ量ヲ減ジ炭火ノ勢益微弱トナリ遂ニ其ノ燃燒ヲ永續スルヲ能ハザルニ至ルナリ、又酸素ノ量ドノ位ヒ稀薄ニナル時ハ物体ガ最早燃燒スルヲ能ハザルヤハ物体ト酸素トノ親加力ノ強弱ニ關ス、

層トス第二層ハ第一層ノ外部ニアリテ瓦斯ガ空氣中ノ酸素ト加合テ初メ極メテ光勢力ニ富メ共較々熱勢力ニ乏シキ所ナリ第三層ハ第二層ノ上ヲ蔽ヒ直接ニ外氣ト相觸レ酸素ノ供給充分ナルガ故ニ瓦斯ハ充分ニ酸化セラル、ヲ以テ熱度甚ダ強ク光度ハ却テ較々薄キ部分ナリ、一旦燃燒ヲ初メタル物体ハ其物ガ酸素ヲ吸收シテ充分ノト加合シ最早此上ハ少シモ酸素ヲ吸フ能ハズト云フ所ニ至リテ止ム之ヲ飽和點ト云フ此ノ飽和點ノ來リタル時ガ燃燒作用終結ノ時ナリ故ニ化學的ニ言フ時ハ燃燒作用トハ物体ガ酸素ト加合スルヲ云ナリ、物体ヲ燃シ初ムルニ要スル温度、即チ酸素ト其物体ヲシテ加合テ初メシムルニ要スル温度尙他ノ言ヲ以テスレバ分子張力ヲシテ熱光兩勢力ニ變化セシムベキ機會ヲ與フル所ノ温度ハ物体ニヨリ各異ナリ之ヲ發火點ト云、一旦燃燒ヲ初メタル物体ガ其ノ燃燒ヲ永續スルハ燃燒ヲ初メタル部分ノ熱ガ他ノ之ニ接隣スル部分ノ發火點以上トナル位ニ限ルナリ若シ足ラサル時ハ火ハ直ニ消コ、今一片ノ炭火ヲ取り寒冷ナル鐵片ノ上

燃燒ヲ永續セシムルニ必要ナルハ新シキ空氣ヲ送ルコト(即其内ニ在ル酸素ヲ要スル爲メナリ)ト室素及燃燒ノ結果トシテ生シタル瓦斯ヲ他ニ驅除スルヲナリ物ヲ燃シテ後ニ灰トナリテ殘ルモノアルヲ見ルアルニシテ是レハ酸素ト親加力ヲ有セザルモノナリ今木炭ヲ燒タル後ニ出スル灰ハ如何ナルモノナリヤト云フニ鹽類土類ナリ此ハ酸素ト親加力ヲ有セシ元素ガ充分酸素ト飽和シタルモノニシテ最早燃ユルコト能ハザルモノナリ又彼ノ水ナルモノハ酸素ト水トノ

加合ナリ水素ナルモノハ非常ニ酸素ト親加力ノ強キモノナレバ吾人ハ決シテ水ヲ燃スコト能ハズ是レ此水素ヤ已ニ充分ノ酸素ニ飽和セラレ共ニ俱ニ水ト云モノヲ組成スレバナリ

煙ノ成分ハ通常下記ノ如シ

多少ノ水蒸氣、炭酸瓦斯、酸化炭素、炭化水素、瓦斯体ノ樹脂、水素ト炭素ノ加合物ニシテ烈シク刺撃スル香チ有スルモノ炭素水素酸素ノ加合シテ烈シキ臭チ帶ベル植物酸等ナリ煙ハ少シク冷却セラレテ油煙トナリ遂ニ他ノ表面ニ凝附シテ煤トナル、

終リニ臨ミ火ハ如何ニシテ其形ヲ見ハスカチ述ベンニ前已ニ言タルガ如ク火焰ヲ發スルノ火アリ只光輝ヲ發スルノ火アリ此ノ外紅烙ト云フテ炭素ニ富メル物体ガ間隙チ多ク有シテ大ナル面ニ廣カリテタル時ニ生スルノ火アリ、海綿火口ノ如キ其例ナリ又爆烈ノ形ニ於テ見ハル、火アリ是レハ物体ノ全部瞬間ニ於テ烈シク瓦斯ヲ發シナガラ燃ユル時ニ起ルナリ

以上論セシハ吾人ガ消防術ヲ學ブニ就テ要スル火ノ性質及ヒ原理ニシテ猶ホ述ベント欲スルコト多シト雖モ前途ノ仕事猶多キガ故ニ暫ク爰ニ止メ猶ホ蘊奧ヲ知ラント欲スルモノハ他日相共ニ研究スルノ期アリ

ヲ得ベシ

第一 天然ノ力ニ基クモノ

第二 自然ニ發スルモノ

第三 人事ニ關スルモノ

第一ハ即チ太陽又ハ雷火等ノ天然ノ力ニ基クモノニシテ所謂天災ナルモノナリ第二ハ則チ製藥場又ハ毛糸紡績場等ヨリ間々發スルモノニシテ人ノ點火ニ因ラズ自然ニ發スルモノナリ第三ハ天災ニモアラズ又自然ニ發スルモノアラズ全ク人ノ誤失又ハ不注意等ヨリ起ルモノナリ

第一項天然ノ力ニ基ク火事ノ原因

此天然ノ力ノ第一ニ數フヘキモノハ太陽ノ光線ナリ雖モ知ル如ク太陽ハ光及ビ熱チ吾人ノ地球ニ送リ來ルモノナリ而シテ此熱ナルモノハ唯ニ其強大ナルガ爲メノミナラズ一定ノ時ニ際シ一定ノ場合ニ於テ地上ノ物体ニ化學上ノ變化ヲ與フベキ性質アリ其性質ハ太陽ノ面ニ生スル斑點ノ多少ニヨリテ時々刻々強クナリ又弱クナリスルモノナリト云説明モアルナリ千八百七十八年六月一日「チワル」居留地ニ於テ烟花ノ火藥ヲ詰タル大ナル箱ガ太陽ノ酷熱ニ遭テ遂ニ發火セシコトアリ同年七月三十日同國ニ於テ化學

第三章 火事ノ元因

火ヲ以テ奴僕ノ如ク使役スル人間ノ腦力モ此物ガ間々其權限ノ範圍ヲ超ヘテ狂暴チ爲シ人間ニ災害ヲ與フルヲチ防グ能ハザルナリ、彼ノ主人タルモノ其奴僕チ使用スルニ當テ能ク其性質トチ支配スルノ方法トチ知ラズ爲メニ使用上ノ注意チ缺ク時ハ奴僕タルモノガ其權限ヲ超ヘテ損害チ其家ニ惹起スト一般ニシテ苟モ火チ取扱フニ際シ火ハ理化學上如何ナル性質ノ物ナリヤ又之ヲ使用スルニ際シ如何ナル注意ヲ要スベキモノナルヤチ知ラザルノ及ビ火ガ亂暴チ初ムルニ當テ之ヲ妨グルノ方法チ知ラザルノ等ハ火チシテ益其亂暴チ逞フセシムルモノナリ此ノ如ク火ガ人間ノ奴僕タルノ權限ヲ超ヘ燒燼スベカラザルモノナリ燒燼スルヲ火災ト云ヒ其現象チ火事ト云フナリ

吾人ハ先ヅ理學上火ノ性質ヲ講究スルコトチ勉メタレバ今ヨリ火事ノ原因ヲ詳盡シ發火上ノ注意ヲ進メ然レ後火ノ亂暴チ妨クル方法即チ消防術ヲ論究シテ消防學ノ淵奧ヲ究メントス

火事ノ原因千差万別ナリト雖モ下ノ三大別トナス

藥品ノ爆發セシコトアリ又其六月二日「ルンデロク」テノ火藥粹粉場ガ爆發セシコトアリ其ノ原因ハ太陽ノ光線ガ製造場ノ屋根ノ上ニ如何ナル具合カシテ燒點チ作リタルガ爲メ酷烈ナル熱度チ起シタルニ因ルナリ又七月二日ニ於テ「ウイリアムアルヒ」ニ於ケル「チエーハー、フイワチエル」會社ノ化學製造場ヨリ發火シ「マツサチユセツツ」ノ「アルツク、ヒールド」ニ於テ材木ニ掛ケタル短胴衣ノ「ボツケツト」ニ入レチキタリシ燐寸ヨリ發火シ物置一棟チ燒キタリ、

是ハ確實ナル二三ノ例證チ舉タルモノニシテ彼ノ火藥製造場化學製藥場ノ火災ノ内ニハ原因探究者ノ無學ナルヲ又ハ探究ノ粗ナルヲ等ヨリ原因不詳ト云ワル、儘毫モ太陽ノ事ナドハ顧ミラザルモノ多カルベシ、

今太陽ノ表面ニ於テハ實ニ恐怖スベキ酷熱ノ存在スルヲ述ベンニ吾人々類ハ酸素ト水素ト加合スルヨリ起ル熱度ヨリ強烈ナル火チ生スルコトチ知ラズト雖トモ太陽ノ表面ニ現在スル熱度ハ此水酸兩素加合ノ熱ニ八倍スルモノニシテ「メートル」四方ノ場處ニ一時間六噸ノ石炭チ燒キ盡スニ當テ生スベキ熱

ト同シ之ヲ以テ吾人ハ分光器ヲ以テ探究セシニ太陽ノ面ニアリテハ金銀銅鐵ハ勿論如何ナル物体モ盡ク熱ノ爲メニ瓦斯体トナリテ浮動スルヲ見ルナリ而吾人ノ生息スル地球ガ太陽ヨリ受クル熱ノ總量ハ實ニ其百千万分ノ一ニ過ギス其他ハ皆他方ニ分散スル分ナリ以テ日熱ノ實ニ恐怖スベキモノナルヲ想フベシ
 諸吾人ハ家根ヲ葺クニ間々金屬ノ板(アリキ)等ヲ用ヒ又ハ黑色ノ屋根板ヲ用ユルコトアルベシ之レヲハ就中貯藏庫、製造場等ノ屋根ヲ葺クニ用ラル而ノ今夏時日光直接ニ其家根ノ上ニ烈シキ炎熱ヲ送り來ル時ハ其屋根下ノ部屋等ニ非常ナル温度ノ昂進ヲ起スコトアリ然ルニ今此處ニ發火ノ敏捷ナル藥品例ヘバ硫黃ノ如キ者アル時ハ譬ヘ硫黃自身ノ發火點ハ高キ(攝氏百九十度)ニモセヨ化學上ノ混合物ヲ作り火藥ノ如キモノトナリタル時ハ甚ダ發火シヤスキ性質ニ變化シタルヲ以テ間々此點熱ノ爲メニ發火シ以テ火事ノ原因トナルコトアリ之レ等ハ其ヤ、稀ナルヲ以テ人多ク意ヲ止ムルコトナシト雖モ常ニ注意ヲ怠ルベカラザル所ナリ
 硫黃ニ次デ注意スベキハ彼ノ已ニ調合セル發火劑又ハ十分充タセザル類ノ内ニ於テ燃燒質ノ瓦斯ヲ造

リ出ス所ノ流動体ナリ)等ハ尙第二ノ原因ヲ論スル部ニ於テ思ヒ當ル所アルベシ、
 是等ノ危險ヲ豫防スル爲メニハ晝間ハ濕ホヒタル莞ヲ以テ屋根板ノ上ヲ敷フヲヨシトス家ノ構造ニ依リテハ周圍ノ壁ヤ木材等モ又點熱ヲ導ビキ前記ノ危險ヲ媒姢スルモノナルガ故ニ室内ハ最モ空氣ノ流用ヲ勉ムヘキナリ、
 直接ノ日熱ガ容易ニ火事ノ原因トナルノ例アリ諸君ハ三伏炎熱ノ時ニ當テ直接ニ太陽ノ熱ヲ受ケンニ炎熱ノ較々強キヲ感ズヘシト雖トモ此ノ炎熱カ直接ニ物ヲ燒タ如キニハアラザルヲ思フヘシ夫レ然リ然リト雖トモ是レ只一樣平等ニ分散セル日熱ヲ感ズルニヨルノミ今夫レ或ル場合ニヨリテ此ノ平等分散ガ妨ダラレ日熱ノ分散ニ濃厚稀薄ノ場處ヲ生ズルニアラバ如何、吾人身体ニ一樣ニ受クルノ炎熱ヲトリテ之ヲ只頭上ニ受クル時ハ如何一掌面ニ受クルノ日熱ヲシテ獨リ拇指ノ面ニ當ラシメバ如何吾人ハ彼ノ「燒キレンズ」ナルモノヲ用ヒテ容易ニ日熱ヲ利用シ物ヲ燒燼スルコトヲ知ルナリ是レ此「レンズ」ナルモノハ其表面ニ受クル太陽ノ熱ヲ盡ク一點ニ集ムルノ力アルニ因ルナリ此點ヲ稱シテ燒點ト云フ

此ノ「燒レシ」ノ作用ニヨリテ火事ヲ惹キ起セル例證ヲ舉ゲレハ世間往々硝子ノ小片ガ日熱ノ燒點ヲ作りテ火事ヲ起セシコトアリ又窓ノ硝子ニ含マレタル氣泡ガ此ノ作用ヲ爲スコトアリ之レ彈藥製造場ノ窓硝子又ハ戸ノ總テ白ペンキヲ以テ塗リチクヘキ規定アル所以ナリ、「テデシ」氏ノ言ニ由レバ偶然窓ニ掛リテ眼鏡ノ硝子ガ此ノ作用ニヨリテ床ノ上ニ燒點ヲ作り其上ニアリシ板ヲ燒キシコトアリシ、又タ千八百七十六年「アリマウス新聞」ノ報道ニ因レバ或ル蒸氣船ニ於テ船室ニ明ヲ取ル爲メニ天井ニ張りタル丸キ天井硝子ガ此ノ作用ヲ爲シテ船室ニ火事ヲ起セシコトアリト云ヘリ又或ル寺ニ於テハ毎日晝頃ニ至ルト必大同木製ノ椅子ノ角ヨリ發火セシコトアリ其原因ヲ研究セシニ遂ニ向ヒノ高キ窓ノ硝子ガ燒點ヲ此處ニ作りタルニ由ルコトヲ發見セリ又タ香舖ノ用フル如キ水ヲ充滿セル硝子丸ノ爲メニ向ヒニアリタル椅子ヲ燒キタル例アリ又タ「アリマウス」ニ於テハ千八百七十五年ニ「ランブ」ノ油壺及ヒ「ホヤ」ガ此ノ作用ヲシテ臺トナシ置キタル臘引ノ麻布ヲ燃セシコトアリ尙ホ一例ヲ舉ゲレバ一日主人窓ノ邊ニアル椅子ニ掛リシ其傍ラニ皮ヲ以テ被

ヒタル机アリテ上ニ四ツノ硝子丸ヲ束カネテ飾リ付タル文鎮アリタリ然ルニ忽チ覆ヒテ上ニ一縷ノ烟ノ起レルヲ見テ驚テ其原因ヲ探リシニ此ノ文鎮丸ノ燒點恰モ其處ニ落チタルニ基ケルヲ發見シタリキ其他小兒ガ金魚ヲ入ルノ硝子ノ水玉及ビ酒類其他液体ヲ詰メタル透明ナル硝子瓶等ハ最モ此危險ヲ免レザルモノナリ
 夫レ日熱ハ平等ニ散在スル時ニ當テハ左マデ烈シカラザルモノ、如シト雖モ一旦上ノ如キ作用ニ因リテ其集合チ來ス時ハ容易ニ火事ノ原因タルヲ得ベキヲ毫モ疑チ入レザル處ナリ世人或ハ「燒レンズ」ハ只或ル可成ノ温度ヲ生ズルニ過ギズト云モノアレバ決シテ然ラズ「レンズ」ニ適當ノ強キヲ與フル時ハ適意ノ高熱度ヲ取ルヲ得ベシ現ニ前世記ニ於テハ世人一般ニ大ナル兩凸面ノ「燒レンズ」ヲ使用シタリ是ハ急速ニ木材ニ點火シ又ハ瞬間ニ小器ノ水ヲ沸騰セシムルノ用ニ供スルヲ得タリキ
 次ニ雷火ガ火事ノ原因タルヲ述ベン、
 彼ノ吾人ノ平常善ク知リテ居リ又タ恐怖スル所ノ雷雨ナルモノハ大抵ノ國々ニ於テハ年々其數ヲ増シ來ラントスル傾向アリ位置ヨリ云フ時ハ雷雨ノ數ハ赤

附 録

六十

道直下ニ最モ多ク漸々雨極ニ近ヅクニ從テ其數ヲ減
スルモノナリ去レテ其多少ハ必ズシモ緯度ノ高低ニ
比例セズシテ其地方ノ形勢如何ニ關係スル大ナルモ
ソ、如シ例之ハ「爪哇」ニ於テ各處ニ於ケル年々平
均雷雨ノ數ハ多キハ百十回少ナキハ三十六回ナリ其
他ノ赤道地方ハ概シテ雷雨ノ數甚タ多シ然ルニ奇ナ
ル事ニハ「ブラジル」及ヒ「ベル」兩國ノ各部ニ於
テハ全ク雷雨ヲ知ラザルナリ其他秋雷雨冬雷雨冬雷
雨ハ地方ニ因リテ全ク之レナキ所アリ
歐洲各國年々ノ雷雨ノ日數ヲ舉グレバ平均「西班牙」
「十五」、「佛蘭西」十七、「北部瑞西」十九、「瑞
西」ノ山地七、「伊太利」三十八、「ウニガール」
二十二、「奧太利」二十四、「バイエルン」二十一
、「ウニルテンベルヒ」及ヒ「バーデン」二十二、
「ラインランデ」及ヒ「ウエストフアーレン」十九、
「ハンノーベル」十五、「シレスウイッヒ、ホルン
スタイン」十三、「ザツクセン」及ヒ「ブランダ
ンブルヒ」十七、「シレジーン」二十一、「チスト、
プロイセン」十三、「ベルギー」二十一、「和蘭」
十八、「大英國」七、「スカンヂナヴィー」七、

其ノ他寒帶ノ地方ニ至リテモ「ノワヤ、セムリヤ」
「白海」「スピツツベルゲン」「グリーントランド」
等ニ於テ雷雨アリ加之「イスラント」ノ如キ落雷ノ
不幸サヘアリタルコトアリ
夫レ雷雨ノ恐怖スベキハ落雷ノ恐怖スベキガ爲ナリ
今落雷ガ吾人ノ家屋ノミニ就テ災害ヲ與フルノ比例
ハ下ノ統計ニ因テ一班ヲ覘フルコト得ベシ、
「ウニルテンベルヒ」火災保險會社ノ報告ニ依レバ
千八百五十四年一月一日ヨリ千八百六十九年十二月
三十一日ニ至ル十六年間「ウニルテンベルヒ」州ニ於
テ家屋ニ落雷ノ有リシ數四百八十五回而シテ之ガ爲
メニ火災ヲ起セシコトハ百四十六回ナリコレチ一
年ニ割付クレバ年々三十回ノ落雷アリテ此ノ内九回
ハ火災ヲ起セシナリ今之チ月々ニ配當シ見ルニ
一月 二月 三月 四月 五月 六月
七月 八月 九月 十月 十一月 十二月
一四五 一〇五 一三三 一三三 一〇五 一
四八五 回
概シテ云フ時ハ「ウニルテンベルヒ」ニ於テ總テノ
原因ニ基ツケル火災ノ百分ノ七、六ハ落雷ニ基ク、
「ミツタルフランドン」及「チーベルブル」ニ於